日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事 (第二期)

図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺
A-01	表紙・図面リスト	NS	E-01	プール 幹線動力弱電設備 撤去平面図	1/150
A-02	特記仕様書(1)	NS	E-02	プール 電灯コンセント設備 撤去平面図	1/150
A-03	特記仕様書(2)	NS	E-03	屋外配線 撤去図	1/400
A-04	特記仕様書(3)	NS			
A-05	案内図	NS			
A-06	配置図	1/800	M-01	プール 給排水設備 撤去平面図	1/150
A-07	求積図	1/800	M-02	プール付属棟 給排水設備 撤去平面詳細図	1/80
A-08	全体平面図	1/600	M-03	プール 循環設備 撤去平面図	1/150
A-09	①フェンス詳細図	図示	M-04	プール付属棟機械室 撤去詳細図	1/30
A-10	②投てき板詳細図	図示	M-05	給水引込管撤去図	1/200
A-11	撤去平面図	1/300			
A-12	プール撤去 平面図(1)	1/150			
A-13	プール撤去 平面図(2)	1/150			
A-14	プール撤去 断面詳細図	1/20			
A-15	プール付属棟撤去 平面詳細図	1/80			
A-16	プール付属棟撤去 立面図・断面図	1/150			
A-17	プール付属棟撤去 矩計図	1/80			
A-18	プール付属棟撤去 伏図・配筋詳細図	図示			
A-19	外構撤去詳細図	図示			
A-20	緑地帯整備図	NS			
A-21	グラウンド整備	1/500			
A-22	施工計画図(ステップ図 1)	1/500			
A-23	施工計画図(ステップ図 2・3)	1/500			

工事名	日野市立何	日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事(第二期)						
図番	A-01	図名	実処・図売リフト					
縮尺	A3:NS	凶石	表紙・図面リスト					
作成 全	作成 令和 年 日 日 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二							

特記仕様書

第1編 共通事項

日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事 (第二期)

1 2 T 事場所

建設地:東京都日野市日野本町六丁目1番地の74の一部、3番地の1、29 保留地:東町3-(1)-イ、(1)-ロ、(1)-ハ、(1)-二、(1)-ホ、(2)

〇解体撤去・処分一式

○グラウンド整備

・競泳プール:約275㎡・小プール:約50㎡・プール付属棟:約100㎡ その他プール外構撤去、グラウンド外構撤去・処分一式 電気設備 給排水衛生設備撤去・処分 一式 〇高尺メッシュフェンス5m (連続基礎) 新設 約58m 〇投てき板 新設 1箇所 〇緑地帯整備

取り壊し建物に付属する建築設備、家具及び不要物撤去は図面表示になくとも本工事に含む。

1.5 工事期間 ・工 期:契約確定日の翌日から 令和 8年 8月14日まで・概成工期:契約確定日の翌日から 令和 8年 7月31日まで

(1) 本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。 作業不能日数·15日間

上記(1)は、環境省が公表する「関東地方_東京_八王子地点 」におけるWBGT値

(気温、湿度、日射・輻射熱を考慮した暑さ指数) 過去5年分(2020年~2024年) について、本工事 の工期に対応する期間 (「東京都の休日に関する条例」第1条第1項に規定する東京都の休日及び夏季 休暇 (3日を除く。) において、8時から17時の間にWBG T値が31以上となった時間を算定し、 日数に換算したもの5年分を平均したもの。

(3) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数 (当該現場における定時の (3) 双象が元により工場中に先生した独者による行来や形口数(当該攻場にあけるためが 現場作業時間において、環境省が公表する「関東地方」東京、八王子地点」におけるWBGT値が 31以上をなり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、 日数に換算したもの(小数点以下第一位を四捨五入する。))が(1)の日数から著しく乖離した場合には 受注者は発注者へ工期の延長に関する協議を申し出ることができる。

- 1.6 <u>備者</u>
 1)条例に基づく、指定建設作業実施届等の届け出を遺漏なく提出すること。
 2) 道路占用、ガードレールの撤去等が必要な場合は、道路管理者の許可を受けること。
 - 3) 本工事に関わる消防等各機関との協議、届け出も本工事とする。
 - 4) 本工事は運動会の後より施工を開始すること。

1.8.10 近隣対策

- 工事着手に先立って近隣住民に対し工事説明を行い、施工計画・工法等を説明し、住民の意見 要望は、工事施工に反映させる様に努めること。
- ・工事中の騒音、振動の測定を行い、法令規則を厳守して作業を行うこと。

2.0-1 情報セキュリティポリシーの遵守

1) 本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ導守事項」を厳正に遵守すること 2) 日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類(様式1~様式6)を業務内容に応じて提出すること。なお、 「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。 3) 本業務を履行するにあたって、重要情報 (機密性 2 以上の情報) を取り扱う場合には、盗難・改 ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の 報告体制も整備すること。

2.0-2 環境負荷低減の取組について

1) 日野市では、「SDGs未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現 を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ(事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減) を推進している。

を推進している。 一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップ ブによる目標と価値観の共有が不可欠である。

このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等(市ホームページにて閲覧可能) に記載している内容を遵守すること。 (①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③)環境方針 ④)環境管理上の要望について

⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気候非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言

2) 洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。 ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用 を可能とする

なお、「環境管理上の要望について」は市ホームページの入札情報から入手できる。

2.0-3 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供 本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例(令和元年条例第42号)」に基づき、 次の事項に留意すること。

次の事項に簡息すること。
 1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。また、従業者に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて、適切な対応を行うこと。
 2) 差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、

当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、

市はその勧告の内容を公表することができる。 なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。

2.0-4 環境により負荷の小さい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関 する条例(平成12年東京都条例第215号)他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。 〇ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

〇自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 ○日本年が35年におりませんである。 「平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。 なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等

の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

・ 1) 日野市では、組合全体のコンプライアンスを推進する為、「日野市職員等の内部通報及び コンプライアンス確保に関する条例(令和3年6月1日施工)を制定し、内部通報制度を導入している。 本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に関係する法令違反、不等な行為等を発見したときは、 日野市が設置する行政監督員に対し、その旨を相談又は涌報するよう努めるとともに、 通報対象となる事実について、行政監督員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない

2) 内部通報したこと、又は行政監督員が行う調査に協力したことを理由として、 不利益な取り扱いを受けたと思われた時は、行政監督員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。 なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報にする通報先、 通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。

以下「標準仕様書」という。)に定めのない事項又はこれにより難い事項を定めている。本特 紀仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとうり施工する

本工事は、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書、特記仕様書、設計図書、東京都建築工 事標準仕様書、共通仕様書に基づき施工する事。なお、その運用の優先順位は次のとおりとする。

1. 現場説明資料及び現場説明資料に対する質問回答書

- 3 設計図
- 4. 東京都建築工事標準仕様書(最新版)
- (以下「標準仕様書」という。) 5. 共通仕様書(最新版 建設大臣官房庁営繕部監修)
- 6. 建築工事施工監理指針((5)に伴う。
- JASS (建築工事標準仕様書((社)日本建築学会)この特記仕様書に
- 記載されていない事項は、上記の標準仕様書により施工する。
- (2) 本工事は、設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても 工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。
- (3) 本特記仕様書に記載している次のアからウまでのガイドライン及び要領における「請負者」の表記に
- ついては、「受注者」と読み替える。
- 東京都建設リサイクルガイドライン 東京都建設リサイクルガイドライン (島しょ地域版)
- 財務局工事記録写真撮影要領

(4) 本特記仕様書の各項目における〇については、本工事において適用させるものであることを示す。

2.2 特許権等の調査について 本工事の特殊な施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。

2.3 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置等

1) 労働安全衛生法 (明和47年法律第57号) 第30条第1項に規定する措置を講ずべき者として、本工事の受注者を指名する。この場合における指名への同意については、本工事の請負契約を締結する

ことにより得られたものとみなす。 (2) (1) の指名に基づき、労働安全衛生法第15条、第15条の2及び第15条の3に規定する次の者を労働 基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出する。

- ア 統括安全衛生責任者 元方安全衛生管理者
- ウ 店社安全衛生管理者

2.4 かし等調査への立会い 工事目的物の引渡し日から一年以内(又は二年以内)にかし等調査(工事請負契約書第41条第 1 項の かし及び不具合を確認するための調査をいう。)を行うので、受注者はその調査に立ち会うものとする。

入札 (又は見積書の提出) に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22) 年法律第54号) 等に抵触する行為を行ってはならない。

2.6 公共事業労務費調査に対する協力

(1) 本工事が公共事業労務費調査の対象となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し、提出す る等、必要な協力を行う。また、調査の時期が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。

(2) 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して調査・指導を行う対象となった場合は、受注者は、そ の実施に必要な協力を行う。また、調査・指導が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。 (3)公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、正確な調査票等の提出ができるよう、労働基準法 (昭和22年法律第49号)等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を作成・保存し、日頃か

ら使用している現場労働者の賃金、労働日数、時間等の記録を適切に管理しておく。 (4) 受注者が、本丁事の一部について下請契約を締結する場合は、当該下請丁事の受注者(当該下請丁

事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が(3)と同様の義務を負う旨を定める

2.7 各種点検、調査、見学会等への協力

(1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るため

に、各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。 (2) (1)の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善措置等の指示が出された場合は、速やか

にその指示に従わなければならない。 (3) 監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

(1) 受注者は、工事着手前に監督員及び学校管理者と工程・作業内容・作業時間・工事関係車両の運 行等について十分な打ち合わせを行わなければならない。 (2) 受注者は、生徒・職員・通行者等への安全対策を十分に行い、事故発生防止に努めなければなら

ない。 工事期間中、学校は通常どおりの運営を行っているので、騒音・振動・臭気等の発生の恐れがあ (3) る作業を行う場合は、事前に監督員に報告し、学校運営の支障にならないよう配慮しなければな

(4) 既存部分の撤去については、騒音・ほこり等の発生を極力防止すると共に、飛散のおそれのある 箇所については、十分な養生を行わなければならない。(5) 当敷地内の建築物、付近の道路・敷地・工作物・建築物等を汚損・破損させた場合は、受注者の

責任において工事しゅん工期日までに原形復旧しなければならない。

使用材料は事前に、カタログ・見本等を市監督員に提出し承諾を得なければならない。 工事に使用する資機材・材料は、学校内に放置してはならない。

図面等において利明し難い箇所、施工時に単した製業は、必ず監督員と協議しなければならない。 腕章等を必ず着用すること。又工事車両であることが分かるよう措置をすること。

(10) 各日、作業の開始及び終了を施設管理者に報告しなければならない。

(11) 敷地内は、禁煙とする。

(12) 工事提出書類は、「工事受注者の作成する書類 (最新版 日野市総務部建築営繕課)」の定

(14) 近隣住戸を対象とした工事説明会の資料を作成し、参加すること。

(15) 仮設仮囲い設置は解体工事の仮囲い撤去業者と協議し、工事範囲に部外者の出入りが出来ない 時期に行うこと。

3.1 部分払

(1) 工事請負契約書第37条に定める部分払の方法は、次による。

安階別部分払_(支払回数は、回以内とする。) *支払い時期は令和 年度内を想定 特例工事部分払_(支払回数は、回以内とする。)

部分払については、行わない。

第2編 工事別事項

当該工事の施工範囲については、設計図書による。特記無き場合は、監督員と協議する。

基本料金 従量料金

基本料金 従量料金

本工事における工事用電力は単独引込とし、本受電後は、次表による。

第1節 一般事項 1.1.4 官公署その他への届出手続等

工事の着手、施工又は完了に当たり、労働安全衛生法第88条第1項のほか、関係官公署その他の関係 機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。

1.1.5 現場代理人、監理技術者及び主任技術者

第4章 施工区分

4.1 施工区分

) 雷钥料

(2) 水道料

4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い

○受注者の負担とする。

発注者の負担とする。

工事区分

解体工事

工事区分

解体工事

次表による

本工事の施工に伴う光熱水費の支払は、次による。

(1) 本工事が日野市議会上程案件の場合、日野市議会で可決され契約を締結する前まで、配置予定の監理 技術者及び主任技術者(以下「監理技術者等」という。)は、他の工事に専任で従事することができる。 (2)建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者は、

次の期間については工事現場への専任を要しない。 〇請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工

当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。 〇工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止 している期間

当族期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。 〇橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われて いる期間

当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。

なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のも とで製作が可能である場合は、同一の監理技術者又は主任技術者がこれらの製作を一括して管理する

〇工事完了後、検査が終了し (発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。) 、事務手続、後片付

け等のみが残っている期間 (3) 監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的 な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の 了解を得ていることを前提として、差し支えない。

1.1.7 工事実結情報の登録

契約金額が500万円以上の工事については、工事実績情報サービス (コリンズ) に基づく工事実績情報

登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建 設情報総合センター「JACIC」(ジャシック)に登録する。また、登録後は、JACICの発行する「登録内容確認書」の写しを監督員に提出する。 【登録先】 〒107-8416 東京都港区赤坂七丁目10番20号 アカサカセブンスアヴェニュービル

一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター 電話 : (03) 3505-0463 FAX : (03) 3505-8985

: http://cthp.jacic.or.jp/ E-mail : ct7h@jacic.or.jp

1.1.11 別契約の関連工事

本工事の施工に伴う関連工事は、次のとおりである。 区面整理事業

以下、本図においては関連工事の取り合い部分について略称にて標記する。 また、本工事の略称については「グラウンド工事」とする。

1.1.16 建設副産物の処理

(1) 建設副産物は、次のとおり処理する。

リサイクル計画書及びリサイクル報告書の作成

7) 記載内容及び添付書類 り 血域的な必必が19 草架 受注者は、工事着手に当たってリサイクル計画書を作成し、施工計画書に含めて監督員に提出す る。また、受注者は、リサイクル実施状況等について必要書類を作成し、リサイクル報告書に取り

まとめて贮包員に報告する なお、リサイクル計画書及びリサイクル報告書の記載内容及び添付書類の適用等については、

「東京都建設リサイクルガイドライン」(東京都)(島しょにおける工事の場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン(東京都)とする。以下同じ。)によるほか、次表による。「東京都建設リサイクルガイドライン」等については、東京都ホームページで最新版を参照する。

沃什里粞一覧

70-13	
リサイクル計画書	リサイクル報告書
①「再生資源利用計画書」	①「再生資源化等報告書」
②「再生資源利用促進計画書」	②「再生資源利用実施書」
③「搬入予定民間受入地届」(民間受入地へ搬入	③「再生資源利用促進実施書」
する場合に限る。)※	④「リサイクル阻害要因説明書」※
④「建設発生土搬出のお知らせ」※	⑤「リサイクル状況記録写真」
⑤ 収集運搬・処理業者の許可証の写し	⑥「民間受入地搬入確認報告書(リサイクル証明
⑥ 建設廃棄物処理委託契約書の写し	書を含む。)」(民間受入地へ搬入した場合に限
⑦ 運搬ルート図	る。)※
⑧ 使用するマニフェストの様式	⑦「搬入完了報告書」(島しょにおける工事の場
⑨ 告知書の写し	合)
⑪ 有害物質等チェックリスト	

※ 島しょにおける工事の場合は、適用しない。

	書類作成適用工事					
書類名	適用工事					
再生資源利用計画	以下のいずれかに該当する場合 (工事しゅん功後、1年間保管)					
書(実施書)	① 土砂を搬入する場合					
	② 砕石を搬入する場合					
	③ 加熱アスファルト混合物を搬入する場合					
再生資源利用促進	以下のいずれかに該当する場合(工事しゅん功後、1年間保管)					
計画書(実施書)	① 建設発生土を搬出する場合					
{建設廃棄物処理	② コンクリート塊、アスファルト塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃					
計画書(実績書)	棄物を搬出する場合					
を兼ねる}	③ 金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベストその他の廃棄物を1					
	<u> 品目当たり1トン以上搬出する場合</u>					
搬入予定民間受入	指定処分(B)又は指定処分(C)により、建設発生土の民間受入地(土質改					
地届、	良プラントを含む。)に建設発生土を搬入する場合(受注者は、事前に当該					
民間受入地搬入確	民間受入地が適正な受入地であることを確認すること。)					
認報告書(リサイク						
ル証明書を含む)	THE PART 1 + 100 AND 1800 1 + 18 AND 1 - 18 AND					
建設発生土搬出の	建設発生土を100m3以上搬出する場合に先立って作成し、受入地の所在する					
お知らせ	区市町村の建設発生土担当窓口宛に郵送、FAX等で提供する(工事しゅん功後、					
	1年間保管。)					
	なお、搬出先の自治体に建設発生土に関する条例が制定されている場合は、そ					
	の定めに従い必要な手続きを行う。-					
リサイクル阻害要 因説明書	工事途中において、やむを得ず次のいずれかを行う場合(工事しゅん功後、 1年間保管)					
囚武明音	「午间休日/ ① コンクリート塊、アスファルト塊、建設泥土又は建設混合廃棄物をエ					
	1 コングリート塊、アベファルト塊、建設ルエスは建設ルロ焼業物をエ 事現場から直接最終処分する場合					
	争現場から直接取終処分する場合 ② 建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する場合又は焼却のみを行う中					
	③ 土砂等の利用工事において購入材(新材)を使用する場合					
	(4) 砕石の利用工事において新材を使用する場合					
	(5) アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合					
告知書の写し、	特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又はその施工に特定建設資材を使用					
	する新築工事等で、以下のいずれかに該当する場合					
17 17 10 17 11 11	① 建設物の解体工事で、床面積の合計が80m2以上					
	② 建築物の新築・増築工事で、床面積の合計が500m2以上					
	③ 建築物の修繕・模様替等の工事で、請負代金の額が1億円以上					
	(4) 建築物以外の工作物の工事で、請負代金の額が500万円以上					
有害物質等チェッ	- 建築物の解体工事、修繕、模様替え等の工事の場合					
クリスト	注米物の肝件上す、移槽、快味日ん可の上手の場合					

(4) 「建設副産物情報交換システム」(以下「CORRIS」(コブリス)という。)の活用 〇 本工事は、「COBRIS」への登録対象工事であり、受注者は、工事の実施に当たってはシステム の活用を図るものとする。-

〒107-8416 東京都港区赤坂七丁目10番20号 アカサカヤブンスアヴェニュービル

一般財団法人 日本建設情報総合センター (JACIC) 内

建設副産物情報センター TEL 03-3505-0410 FAX 03-3505-0520 HP http://www.recycle.jacic.or.jp 受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに「COBRIS」に データの入力を行い、データ入力の都度「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を監督員に提 出して確認を受ける

また、受注者は、「再生資源利用計画書(実施書)」及び「再生資源利用促進計画書(実施書)」の作 成並びに提出に当たっては、「COBRIS」に搭載されている「建設リサイクル統合データシステム」(以下「CREDAS」(クレダス)という。) に必要なデータを入力して作成し、監督員に提出して確認を受ける。

(ウ) 「リサイクル状況記録写真」 受注者は、次のとおり撮影し、リサイクル報告書に含めて監督員に提出する。

職家の行行 積込み状況、運搬状況(工事現場出発時)、産業廃棄物運搬車両表示状況、現場内利用状況、

運搬状況(工事現場出発時)は、積込み状況、土質、積載物の種類、運搬車両のナンバープレ ート等を入れて撮影する。 現場内利用及び工事間利用状況は、工事箇所が特定できるよう周辺の背景を入れて撮影する。 再資源化施設の状況及び最終処分状況 (直接最終処分する場合に限る。) は、施設名称看板等

を入れて撮影する。

マニフェスト等による報告

(7) マニフェストの提示 (グ) マーフェストの使わ 受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法。昭和45年法律第137号)に基づき、廃棄 管理物票(以下「マニフェスト」という。)を利用し、適正な運搬及び処理を行う。マニフェストの うち、受注者(排出事業者)が保管すべきものについては、ファイルに整理し、施エ中いつでも監督

東に従ってこるようにする。 なお、電子マニフェストを利用する場合は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する 情報処理センターから通知された処理結果について、排出事業者(受注者)がプリントアウトしたもの の写しを監督員に提示する。

(イ) 集計表の提出 受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に

(ウ) リサイクル伝票の提示 ジェストングになった。 受注者は、建設廃棄物を搬出する場合において、マニフェストを交付する必要のない品目(再生 利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等)については、「リサイクル伝票」

(写しても可)を監督員に提示する。 その様式は、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等による。

(I) リサイクル証明書の提示 受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行 う場合は、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書(写しでも 可) を監督員に提示する。

工事名 日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事 (第二期) 図番 A-02 図 名 特記仕様書(1) 縮尺 A3:NS 作成 令和 年 月 日 訂正 年 月 日 監理 日野市 総務部 建築営繕課

```
ウ 建設副産物の取扱い
                                                                        エ せっこうボードの取扱い
 (ア)現場において再使用、再生利用及び再生資源化を図るものは、次による。
                                                                         (7) 石綿含有せっこうボードの処理は、次による。
                                                                         ○ 「石綿処理に係る工事仕様書」による。
(イ) せっこうボードの撤去に際しては、せっこうボードの裏面に印刷されている製造会社名等により、
  (7) 建設発生土の再利用
   埋戻し土及び盛土については、次による。
   石綿・ひ素・カドミウム等の含有の有無を確認し、監督員に報告する。含有が確認された場合に
                                                                            は、関係法令に基づき適切に処理するとともに、監督員に処理について協議を行う。
                                                                        オ PCB含有シーリング材の処理は、次による。
                                                                           PCB含有シーリング材の分析調査及び撤去は、次による。
      なお、受注者は工事間利用を円滑に行うため、相手工事の受注者と綿密に協議する。
                                                                          〇 電灯設備・蛍光灯(安定器)・コンデンサー・トランス等の機器類の含有調査を実施し、含有す
                                  建設工事
                                                                             る機器が確認された場合は鉄箱に保管し、所定の表示を行ったうえで発注者に引き渡しとする。
     東京都建設発生土再利用センターからストック土(普通土)を搬入する。
東京都建設発生土再利用センターから改良土を搬入する。
                                                                    1.1.27 雷子納品対象工事
                                                                        (1) 本工事は、電子納品対象工事とする。実施に当たり監督員と事前協議を行う。
                                                                       なお、電子納品を行う工事関係資料のうち、しゅんが図及び保全に関する資料については、必須とする電子納品については、東京都ホームページで「東京都財務局電子納品運用ガイドライン」(東京都財
      青梅建設発生土再利用事業所からストック土(普通土)を搬入する。
   日何姓成次北エム中州州学来別から収及上で加入する。
コンクリート塊を原料とした再生物 (RC-10等) を使用する。
なお、六価クロムについて、平成3年8月23日付環境庁告知第46号による測定方法に基づき、
                                                                        務局)の最新版を参照する。-
                                                                        しゅん功図ファイルのデータ形式は、次による。-
      あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認する。また試料には再生砂製品を
直接使用し、1購入先当たり1検体の試験を行う。
                                                                         ア オリジナルのCADデータ形式
                                                                         ウ PDF形式
                    土を搬入する
                                                                       (2) 設計図(ADデータの貸与の適用は、次による。-
○ 貸与する。ただし、貸与するデータを当該工事における施工図又はしゅん功図の作成以外の用途
  (イ) 建設廃棄物の現場内再利用
   現場内においては、次の方法で建設副産物の再利用を図る。
                                                                        CADデータの著作者名
     コンクリート塊については、粒の大きさを mm以下に砕いて埋め戻し、路盤材料等
                                                                         貸与しない。
     佐採材及び伐根材については、現場においてチップ状に破砕する等加工し、チップ舗装・堆肥
木杭・ に再利用する。
                                                                    第2節 -工事関係図書 1.2.1 実施工程表
      発生する については、 に再利用する。
なお、再生資源の材料仕様は、「1.4.2 機材の品質等(8)」による。
                                                                       全体工期から別契約の関連工事に要する機器等の総合試運転及び調整期間を差し引いた概成工期(第1編「1.5工事期間」に明記された場合は、これによる。)を定め、関連工事の作業と競合する部分の建築
 (イ) 発注者に引渡しを要するもの並びに特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、次による。
                                                                        工事の仕上げ等は、「概成の日」までに完了するよう工程表を作成する。·
                                                                        また、工事の完了が、別契約の関連工事と同時しゅん功の場合は、これらの調整が完了した日を工事完
   (7) 発注者に引渡しを要するものは、次による。
                                                                        了日とする(別契約の関連工事は、「1.1.11別契約の関連工事」による。)。-なお、工程表には「概成の日」を明記し、関連工事との連絡調整を十分に行い、工期末に同時しゅん功
  (イ) 特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、次によるほか、処理方法については、追記2の「特
   別管理産業廃棄物及び特定物質等の建設副産物の処理及び回収」による。
〇 「1.4.6 アスペスト含有建材の取扱い(2)及び(3)」による。
                                                                        するよう位力する
                                                                        工程で条件がある場合は、次による。-
 (ウ) 構外に搬出する建設副産物の取扱いは、次による。
                                                                       □ 性 C 末 下 が の る 物 ロ は 、 久 に な る 。

○ 施工図及び施工計画書の作成の工程表を作成し監督員の承諾を受ける。
  7) 情介に吸出する生色の野球に
(7) 建設発生土はの取扱い
建設発生土は、次の場所へ搬出し、土砂伝票(土砂搬入管理券等の発生側の運搬証明)、土砂搬
   入確認書(受入側の受入証明)の写し及び集計表を監督員に提出する。
                                                                    1.2.2 施工計画書
                                                                        (4) 「2.2.4 仮囲い等」において指定された仮設の施工計画書については、監督員の承諾を受ける。-
    ・現場内利用(工事現場外一時仮置き)
○ ストックヤード(
                                          地先)へ搬出し、一時仮
    置きをする。仮置きに当たっては周辺環境に配慮し、必要な措置を講じる。
                                                                       (3) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」(東京都財務局)の最新版に
                                                                        よる。また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。
    次のT事現場へ搬出する。
      なお、受注者は、工事間利用を円滑に行うため、相手工事の受注者と綿密に協議する。
                                                                         () 作成する。
                                                                          作成しない。
                                  建設工事現場
                                                                        エ 写真帳の提出は、次による。-
                                                                         〇 提出する。
  O 指定処分(A)
   ○ 指定処分(A)

・ 東京都建設発生土再利用センター(東京都江東区青海二丁目地先)へ搬出する。
○ 青梅建設発生土再利用事業所(東京都青梅市駒木二丁目地先)へ搬出する。
・ 株式会社建設資源広域利用センター(以下「UOR」という。)の次の場所へ搬出する。
搬出距離 Km 搬出量 m 3

・ 東京港埠頭株式会社の中防内側受入基地(東京都江東区青梅二丁目地先:中央防波堤内側
                                                                           提出しない。
                                                                        なお、電子納品対象工事の場合は、電子データを電子納品媒体(以下「CD-R等」という。)に記録し
                                                                        CD-R等への記録の方法等は、「1.1.27 電子納品対象工事」の事前協議による。-
                                                                         O 作成しない(注:議会案件以外の場合は作成しない。)。
      埋立地)へ搬出する。
     東京港埠頭株式会社の新海面処分場(新海面埋立地及び中央防波堤外側埋立地)へ搬出する。
                                                                          工事状況を撮影・編集したビデオテープ、DVD等については、次のとおり提出する。-
                                                                    第3節 工事現場管理 1.3.5 施工条件

    指定机分(B)

                                                                       (2) 施工条件は、次による。-
〇 周辺環境、近隣住民へ配慮し交通安全等に十分注意するように努めること。

    運搬距離(想定)

                    kmの土質改良プラントへ搬出する。
     仲田小学校の通学時間、行事等に配慮した計画に努めること。
   に関する条例に基づき、必要となる許可について調査し、適法であることを確認する。
なお、本工事では、 区・市 町にある受入施設を想定している。
                                                                    第4節 材料 1.4.1 環境への配慮

    指定机分

                                                                        (1) 工事(解体のみの工事は除く。)の施工に当たっては、国等による環境物品等の顕達の推進等に関する法律(グリーン購入法。平成12年法律第100号)及び「東京都建設リサイクルガイドライン」に基
(イ) 建設 廃棄物の取扱い
                                                                       つき策定された東京都環境物品等調達方針(公共工事)(東京都)(島しょにおける工事の場合は、東京都島しょ地域における環境物品等調達方針(公共工事)(東京都)とする。以下同じ。)により環境負荷
   受注者は、COBRIS等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認し、適切な
  再資源化施設を選定する。
    本工事では、次の場所にある再資源化施設等への搬出を想定しているが、事前に監督員
  の承諾を得た場合は、受注者はこれ以外の施設を選定することができる。
なお、受注者の責めに帰すことができない事由により、再資源化施設を変更せざるを得ないこ
                                                                       東京都環境物品等調達方針 (公共工事) 等については、東京都ホームページで最新版を参照する。-
ア 環境物品等の調達は、次による。-
   ととなった場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。
                                                                        (7) 本工事で指定する環境物品等は、次による。-
    (住所(町まで)/搬出距離/搬出量/搬出条件等)
                                                                        a 特別品目
    住所 東京都昭島市大神町4-1152(ジャパンリサイクルシステム昭島工場)
                                                                         O 建設発生土
· 環境配慮型型枠(複合合板型枠等)
    搬出距離 約 8.0km 搬出量 約 m3 搬出条件:
 再生クラッシャラン
再生加熱アスファルト混合物
                                                                             再生加熱アスファルト処理混合物
多摩産材を用いた建築材料
    搬出距離 約 5.3km 搬出量 約 m3 搬出条件
 〇 路盤材
    住所 東京都八王子市小宮町1003 (竹中道路 東京工場)
                                                                             国産木材を用いた建築材料
                                                                              低VOC 塗料
    搬出距離 約 5.1km 搬出量 約 m3 搬出条件
                                                                            エコセメントを用いたコンクリートニ次製品
   住所 東京都八王子市小宮町1003 (竹中道路 東京工場)
                                                                             スーパーアッシュを用いたコンクリート二次製品
    搬出距離 約 5.1km 搬出量 約
                                                                             ノンフロン断熱材
   廃プラスチック
    住所 東京都国立市谷保6300番地 (株式会社リスト)
                                                                             再牛骨材 (・L・M) を用いたコンクリート
                                                                             再生骨材Hを用いたレディーミクストコンクリート
    搬出距離 約 5.5km 搬出量 約 m3 搬出条件
   住所 東京都国立市谷保6300番地 (株式会社リスト)
                                                                          〇 建設機械 (「1.6.7排出ガス対策型建設機械」及び「1.6.8低騒音・低振動型建設機械」による)
    搬出距離 約 5.5km 搬出量 約 m3 搬出条件
 ○ 生木
住所 東京都国立市谷保6300番地 (株式会社リスト)
                                                                             フローリング
    搬出距離 約 5.5km 搬出量 約 m3 搬出条件
                                                                             製材等(製材、集成材、合板、単板積層材、直交集成材)
   住所 東京都国立市谷保6300番地 (株式会社リスト)
   振出距離 約 5.5km 搬出量 約 m3 搬出条件
ガラス・陶磁器類
    住所 東京都八王子市楢原町1271番地17 (青南建設株式会社)
    搬出距離 約 9.3km 搬出量 約 m3 搬出条件
    住所 東京都国立市谷保6300番地(株式会社リスト)
   搬出距離 約 5.5km 搬出量 約
アスベスト含有材 (レベル1・2)
                             m3 搬出条件
                km 搬出量 約
   アスベスト含有材 (レベル3)
    住所 茨城県鹿嶋市光4番地 (中電興業株式会社)
    搬出距離 約 141.0km 搬出量 約
```

```
c 調達推進品目
    (4) 受注者は、(7) b以外のもので、「特定調達品目のリスト」に示す環境物品等と本工事で使用する
     使用可能な場合は、監督員の承諾を受け、使用する。-
(ケ) 受注者は、(7) c以外のもので、「調達推進品目の定義」に該当する環境物品等の使用を希望する
     場合は、当該調達推進品目の性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受
     けた上で、それを使用することができる。
    17に上で、てれを使用することができる。
(1) 受注者は、特別品目、特定調達品目、調達推進品目の各品目ごとの「環境物品等使用予定(実
績)チェックリスト」を作成し、施工計画書に添付するなどして監督員に提出し、確認を受ける。
    (が) 受注者は、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じ、特別品目の
場合は「環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト」を、特定調達品目の場合は
     「環境物品等 (特定調達品目) 使用予定 (実績) チェックリスト」を、調達推進品目の場合は「環境物品等 (調達推進品目) 使用予定 (実績) チェックリスト」を添付した報告書を監督員に提出する。
     また、当該チェックリストの電子情報を格納したの-R等を、併せて監督員に提出する。-なお、これらの(実績)チェックリストの電子情報については、東京都ホームページからダウン
    ロード又は監督員が貸与したファイルから作成する。-
(2) 化学物質を放散させる建築材料等
    ア 本工事に使用する建築材料等については、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するととも
   は発散しないか、又は発散が極めて少ない材料を使用する。
    (d) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルペンゼンの含有量が少ない材料を使用する。-
(f) 接着材に含まれる可塑剤は、フタル酸ジーnーブチル及びフタル酸ジー2ーエチルヘキシルを含
     またい難揮発性のものとする。
    (I) 家具、書架、実験台その他のじゅうき什器等は、ホルムアルデヒド放散量についてはイの規制対象
     外とし、アセトアルデヒド及びスチレンについては発散しないか、又は発散が極めて少ない材料を使用
    イ 設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次による。-
     規制対象外
    双の対象が
(7) JIS及びJASのF☆☆☆ ★根格品
(4) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第20条の7第4項に規定する国土交通大臣認定品
    (f) 次の表示のあるJAS規格品
      非ホルムアルデヒド系接着剤使用
      接着剳等不使用
      非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用
      ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
      非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用
      非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
1.4.2 材料の品質等
    (1) 本工事に使用する材料のうち、新品を使用しなくてよいものは、次による。
   ○ 再牛クラッシャラン(RC-40, RC-30)
      再生粒度調整砕石 (RM-40、RM-30)
      再生砂(RC-10)
```

再生加熱アスファルト混合物 土身奶

· 流動化処理土

(8) 再生材の品質は、次による。

次の材料の品質は、「土木材料仕様書」(東京都建設局)の最新版による。-ア 再牛クラッシャラン(RC-40, RC-30)

再生粒度調整砕石 (RM-40、RM-30) ウ 再生砂(RC-10)

エ 再生加熱アスファルト混合物 才 改良土

力 粒状改良土 キ 流動化処理土

O 再生砕石の使用に関しては石綿含有建材の混入が無い事を確認すること。

1.4.4 材料の検査等

(1) 本工事に使用する材料は、別に定める「財務局材料検査実施基準」(東京都財務局)に基づく 検査を受け、合格したものを使用する。-(4) 試験機関の指定を受けた試験は、「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要綱」

(昭和5年6月18日付61都市建鎮第185号)に基づく登銭簿に示された公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター、一般財団法人建材試験センター等の I 類の試験機関において実施する。また、選定した試験機関については、監督員の確認を受ける。一(東京都都市整備局ホームページhttp://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/bousai/kn_t07.htm

に登載されているので、参照すること。)

第6節 施工 1.6.7 排出ガス対策型建設機械

次の建設機械には、排出ガス対策型を用いるものとする。-

(ディーゼルエンジン出力7.5~260kW) (1) バックホウ

(2) ホイールローダ

(4) 発動発電機 (可搬式・溶接兼用機を含む。)

空気圧縮機 (可搬式)

油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの)

(7) ホイールクレーン (ラフテレンクレーン) (8) ローラ類 (ロードローラ、タイヤローラ又は振動ローラ)

(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)による排ガス規制を受けている建設機械は除く。)

```
1.6.8 低騒音型・低振動型建設機械
   (1) 次の建設機械には、低騒音型を用いるものとする。-
     クラムシェル
     トラクターショベル
    カ アースオーガー
     オールケーシング掘削機
     アースドリル
     ロードローラー、タイヤローラー及び振動ローラー
    アスファルトフィニッシャー
     空気圧縮機
     発動発電機
   (2) 次の建設機械には、低振動型を用いるものとする。-
   ア バイブロハンマー
第8節 しゅん功図等 1.8.1 完了時の提出図書
   (1) 提出図書
ア しゅん功図は、次による。-
    O 作成する (「1.8.2 しゅん功図」による。)。-
・ 作成しない。-
   イ しゅん功写真は、次による。-
     作成しない。-
   ○ アルバムに編集し、監督員に提出する。アルバムの提出部数は、2部とする。-
また、撮影場所、撮影枚数等は、次による。-
        撮影場所
                         撮影枚数
```

ウ 保全に関する資料は、次による。

O 作成する(「1.8.3 保全に関する資料」による。)。-作成しない。-

しゅん功図面の作成に当たっては、監督員の承諾を得て設計原図を複写訂正し、しゅん功原図としても 種類、記入内容及び提出部数は、次による。-

(1) 焼付図 見開製本_(A1) 1部(文字なし観音開き) " " (A3) 2部(文字入り観音開き) (2) 電子データ版(CD-R) 2部

電子納品対象工事の場合は、本特記仕様書の電子納品対象工事の項目に基づいてCD-R等に記録し、 監督員による内容確認を受けた後、CD-R等のラベル面に直接署名又は押印し、監督員に提出する。-電子納品媒体への記録の方法等は、「1.1.27 電子納品対象工事」の事前協議による。

1.8.3 保全に関する資料 (1) 保全に関する資料の作成内容等は、次による。-

建物保全データ_電子データで2部工事記録写真 電子データで2部

その他の保全に関する資料 付属品等引渡し通知書

試験成績書 〇 官公署届出書類(副本)

O 官公署届出書類の写し 〇 鍵・備品・工具リスト

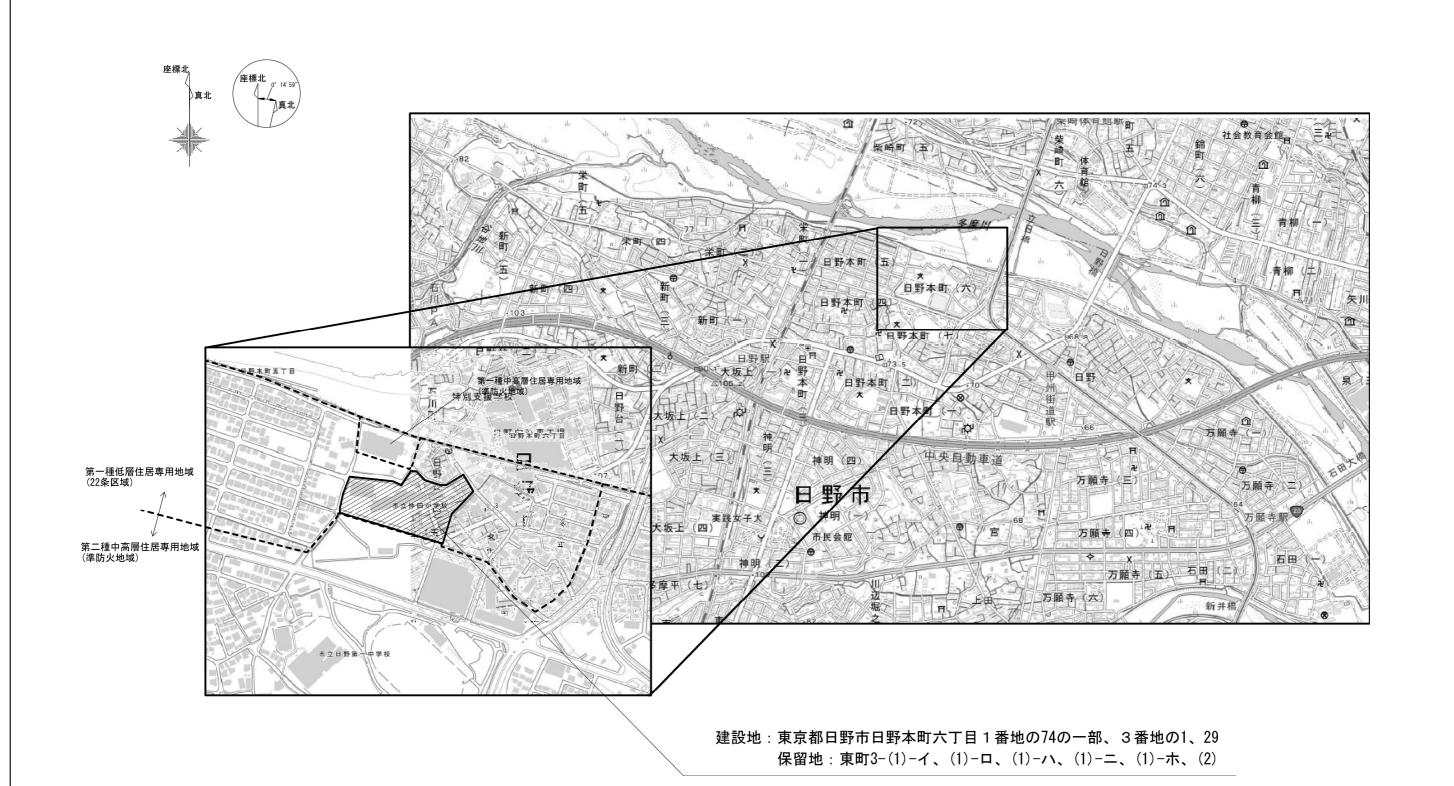
○ 保証書 ○ 建築物等の保守に関する説明書(機器取扱説明書、装置の運転説明書等) ※官公署届出書類及び保証書を除き、2部提出すること。

電子納品対象工事における電子納品の範囲は、「1.1.27 電子納品対象工事」の事前協議による。-協議結果に基づいてCD-R等に記録し、監督員による内容確認を受けた後、CD-R等のラベル面に直接署 名又は押印Ⅰ. 監督員に提出する.

なお、しゅん功図の電子データと同じCD-R等に記録しても良い。-

工事名日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事(第二期) 図番 A-03 図 名 特記仕様書(2) 縮尺 A3:NS 作成 令和 年 月 日 監理 日野市 総務部 建築営繕課

第1節 一般事項 第2節 舗装工事 21.2.1 路床 第4節 その他の外部工事 21.4.2 門扉、フェンス等 (1) 路床の構成及び仕上がり ア(7) しゃ断層の厚さは、次による。-(2) 材料 ア 金属製の格子フェンス及び門扉の種類、寸法、材質等は、次による。-○ パネル (キャスター) ゲートH=4.5m 図面による O 図示による。 ○ 騒音振動計 (記録型) 表示一体型 (SDカード内蔵) イ ネット・メッシュフェンスの種類、寸法等は、次による。-(イ) 透水性舗装に用いるフィルター層の厚さは、次による。-〇 図示による。 エ フェンスの基礎は、次による。-第2節 縄張り、造方、仮囲い、足場等 2.2.4 仮囲い等 ○ コンクリート布基礎、コンクリートブロック ○ コンクリート独立基礎 ○ 防球ネット基礎 ※図示による。 仮囲いについては、別途指示する位置に次のものを設置する。 O 万能鋼板 H=3.0m (ウ) 安定処理の方法は、次による。-波形鋼板 H=1.8m ○ ガードフェンス H=1.8m ○ 騒音振動計を設置する部分はポリフラットクリアパネルを使用すること ア 盛土に用いる材料は、「1.1.16 建設副産物の処理(2)ア」による。 ○ 敷地コーナー都で衝突事故のおそれのある部分はポリフラットクリアパネルを使用すること 仮囲い以外の指定する仮設は、次による。 オ 見え掛り部分及び埋込み部分の表面処理は、次による。-ア 路床の支持力比 (CBR) 試験は、次による。-O 図示による。 ○ 仮設計画図による。 ○ ゲート、養生シート、交通誘導員、鉄板敷き(t=22) 行なう〇 行なわない イ 路床版締固め度の試験は、次による。-2.2.5 足場等 21.4.7 その他の外部工事 行なう 〇 仮設計画図による (1) 掲示板、植込みボックス、くず入れ等の材料は、次による。-〇 行なわない O 足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」(厚生労働省 平成21 ウ 砂の粒度試験は、次による。 年4月24日付基発第19424001号)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木を有する足場とし、足場の組 (2) 掲示板は、次による。-行なう〇 行なわない 立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 (3) その他の外部丁事は 次による.-〇 各排水桝・雨水桝の高さ調整を行う。範囲は 図示による。 21.2.2 路盤 (1) 路盤の厚さは、次による。-第3節 材料置場、下小屋その他仮設物 2.3.4 監督員事務所の規模、仕上げ、備品等 〇 図面による 監督員事務所の設置は、次による。 〇 設置しない。 7 路盤材料は、次による。-〇 再生クラッシャラン RC-40 (品質については、追記1の再生資材の材料仕様による。) 設置する (1) 監督員事務所の規模は、次による。 〇 再生粒度調整砕石 RM-40 (品質については、追記1の再生資材の材料仕様による。) (2) 標準仕様書に記載した監督員事務所の備品以外で設置するものは、次による。 21.2.6 透水性アスファルト舗装 (1) 舗装の構成及び仕上がり 第5節 既存部分の養生 2.5.2 既存部分の養生 (1) 既存部分の養生は、次による。 ア 舗装の構成及び厚さは次による。 〇 ビニルシート程度 O 図面による (2) 固定された備品等の移動は、次による。 行う(図示による。)。行わない。(特記無き限り撤去とする) ウ 舗装の平たん性は、次による。-〇 著しい不陸がないものとする。 (4) 既存家具等の養生は、次による。
○ 行わない。 (特記無き限り撤去とする)
(6) 既存プラインド、カーテン等の養生方法及び保管場所等は、次による。
○ 行わない。 (特記無き限り撤去とする) 透水性アスファルト舗装に用いるアスファルトは、次による。-O アスファルト混合物開粒度 2号 (5) 試験 ウ アスファルト混合物等の抽出試験は、次による。-〇 行なわない 第1節 一般事項 3.1.3 敷地整理 21.2.9 緑石及び側溝 (3) 工事の支障となる樹木の処置は、次による。-〇 伐採・伐根、及び剪定(図示による) ア コンクリート縁石及び側溝の形状及び寸法は、次による。-(4) 古井戸、便所跡、溜桝等の処置は、次による。-形状、寸法等 150/170×200×600 使用簡所 O 縁石コンクリートプロック 植込み立ち上がり等 第2節 根切り及び埋戻し 3.2.3 埋戻し及び盛土 (2) 埋戻し及び盛土の材料は、「1.1.16 建設副産物の処理(2)ア(7)」による。-ウ 地業の材料は、次による。-O 再生クラッシャラン (RC-40) 切込み砕石 第2節 試験及び報告書 4.2.4 地盤の載荷試験 (1) 地盤の載荷試験は、次による。-(2) 施工 ア 砂利地業の厚さは、次による。-○ 行わない。-・ 平板載荷試験とし、試験位置、載荷荷重等は、次による。-O 図示による 第6節 砂利、砂、割り石及び捨コンクリート地業等 4.6.2 材料 (1) 砂利地業に使用する砂利は、次による。-呼び径等 使用箇所 O 再生クラッシャラン (RC-40) 切込砂利 O VP · VU · RS-VU (注1) 切込砕石 〇 硬質ポリ塩化ビニル管 雨水管 (3) 目つぶし砂利は、次による。-○ 再生クラッシャラン (RC-40) 硬質ポリ塩化ビニル管継手
 ・ DV (注2)
 ・ VU継手(注3) 切込砂利 (注1) RS-VU (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管: JIS K9797) • 切込砕石 (注2) DV (排水用硬質塩化ビニル管継手: JIS K6739) 4.6.3 砂利及び砂地業 (注3) VU継手 (屋外排水設備用硬質塩化ビニル管継手: AS38 (塩化ビニル管・継手協会規格)) (1) 砂利及び砂地業の厚さは、次による。-〇 図示による。 (3) 側塊の形状及び寸法は、次による。-○ スチール製細目グレーチング ボルト固定式 (4) 排水構及び蓋の種類等は、次による。-○ AF-N製細目がレチンヴ ボルト固定式 T-20 ・T-2 (5) グレーチングの材質、用途、適用荷重、メインバーピッチ等は、次による。-○ AF-N製道路横断側溝細目がレチンヴ T-20 ・T-2 ボルト固定式 4.6.5 捨コンクリート地業 (1) 捨コンクリートの厚さは、次による。-〇 図示による。 (6) 地掌の材料は、次による。-4.6.8 六価クロム溶出試験等について O 再生クラッシャラン (RC-40) セメント及びセメント系固化材を地盤改良又は地中連続壁(SMW工法等)に使用する場合は、六価ク O 再生粒度調整砕石 (RM-40) *自費工事部 ・ 切込み砕石 ロース ドスヴェーン 「不知し付きた地域以及人はモー産校主(SMWエム等) に反所する場合は、八回ノ ロース治出技験(及びセンクリーチング試験)を実施し、試験結果(計量証明書)を提出する。 なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験実施要 切込み砂利 (7) コンクリートは、次による。-O FC-18、スランプ18 領(案)」(国土交通省通知http://www.mlit.go.jp/tec/kankyou/kuromu.html)による。 (6) 硬質ポリ塩化ビニル管 ア 基床の厚さ及び種類は、次による。-イ 継手は、次による。-〇 接着剤 ゴム輪 工事名 日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事(第二期) 図番 A-04 図 名 特記仕様書(3) 縮尺 A3:NS 作成 令和 年 月 日 監理 日野市 総務部 建築営繕課



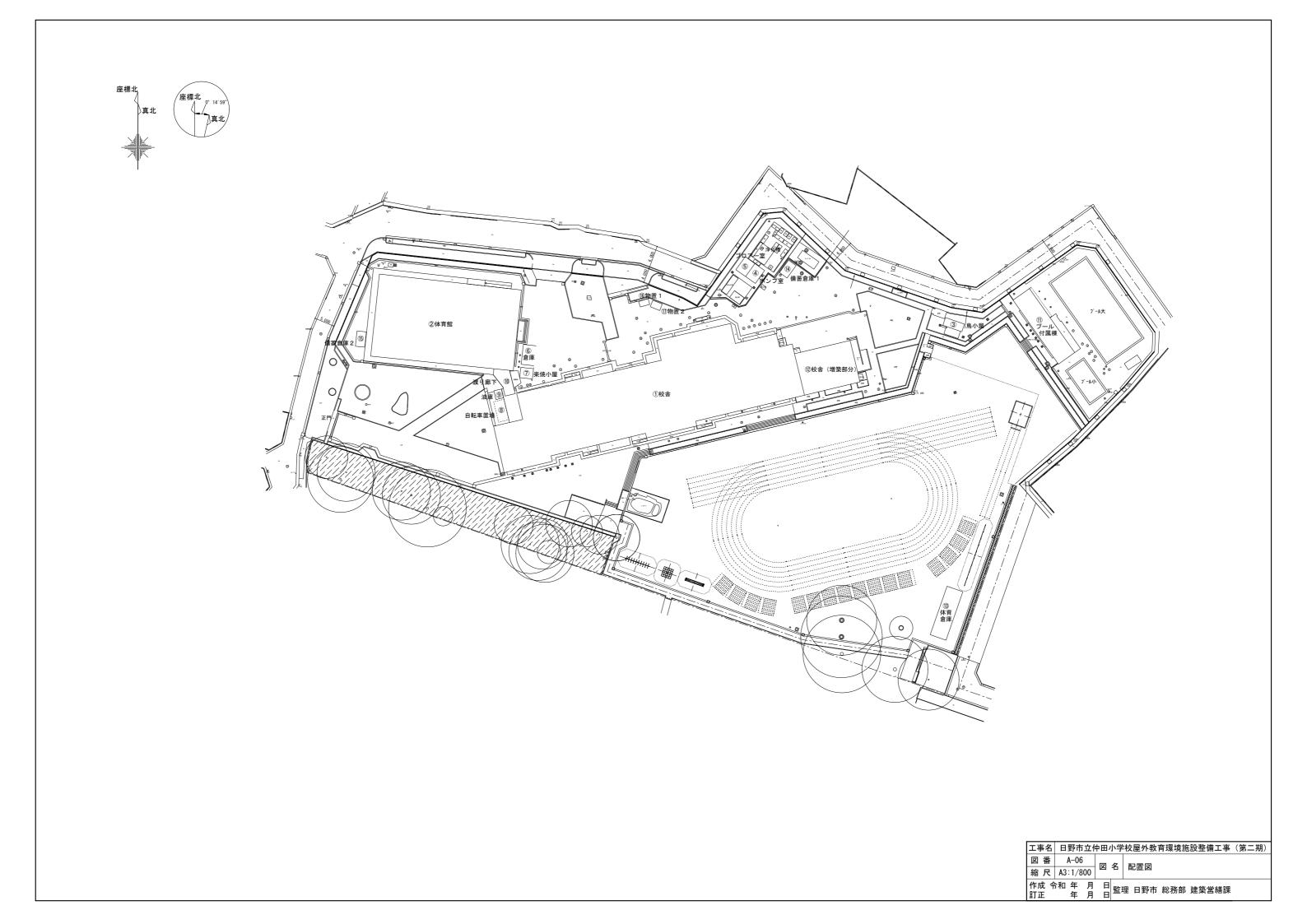
 工事名
 日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事(第二期)

 図番
 A-05

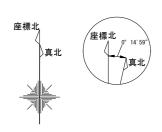
 縮尺
 A3:NS

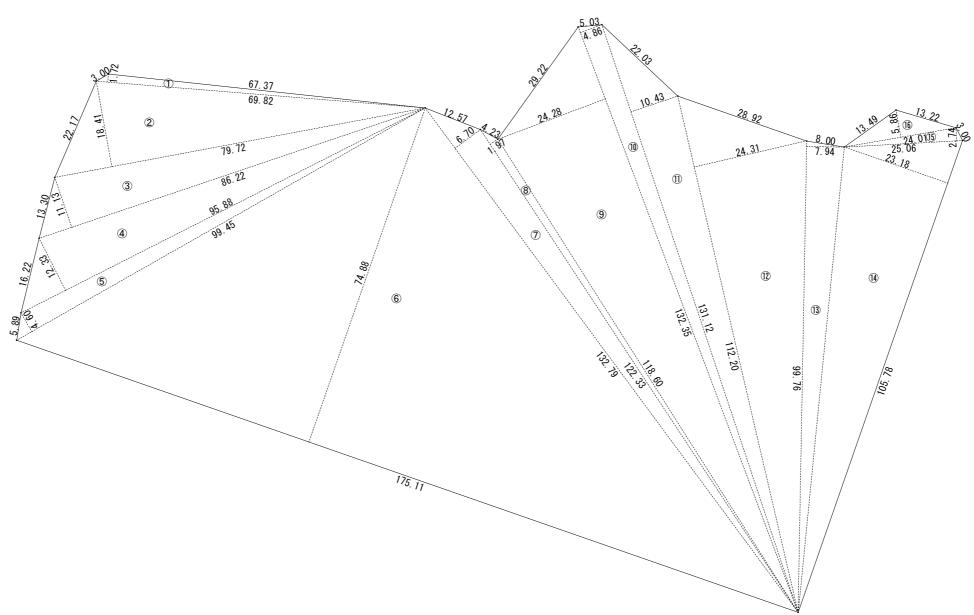
 作成
 年月日年月日日

 百丁正
 年月日日



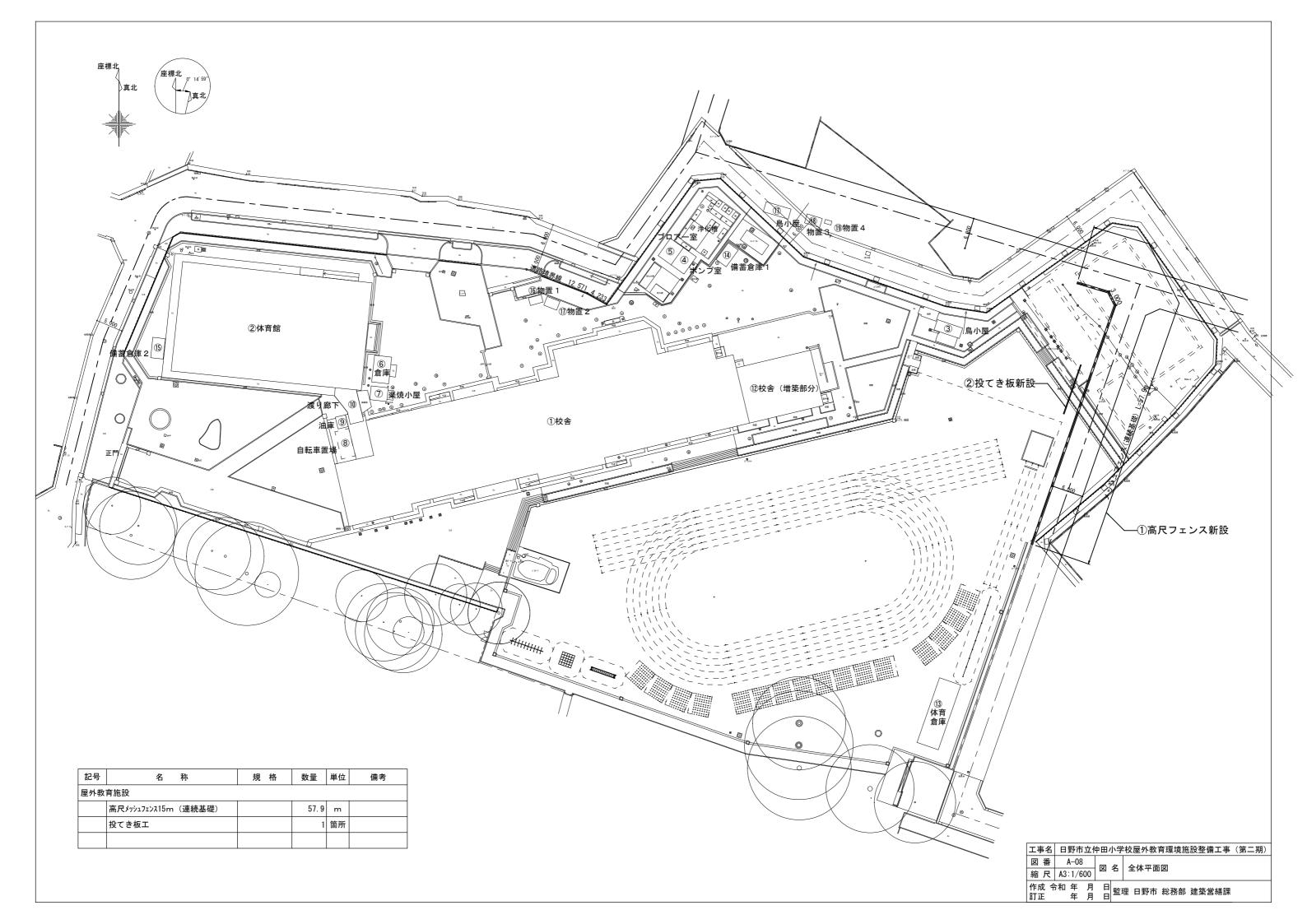


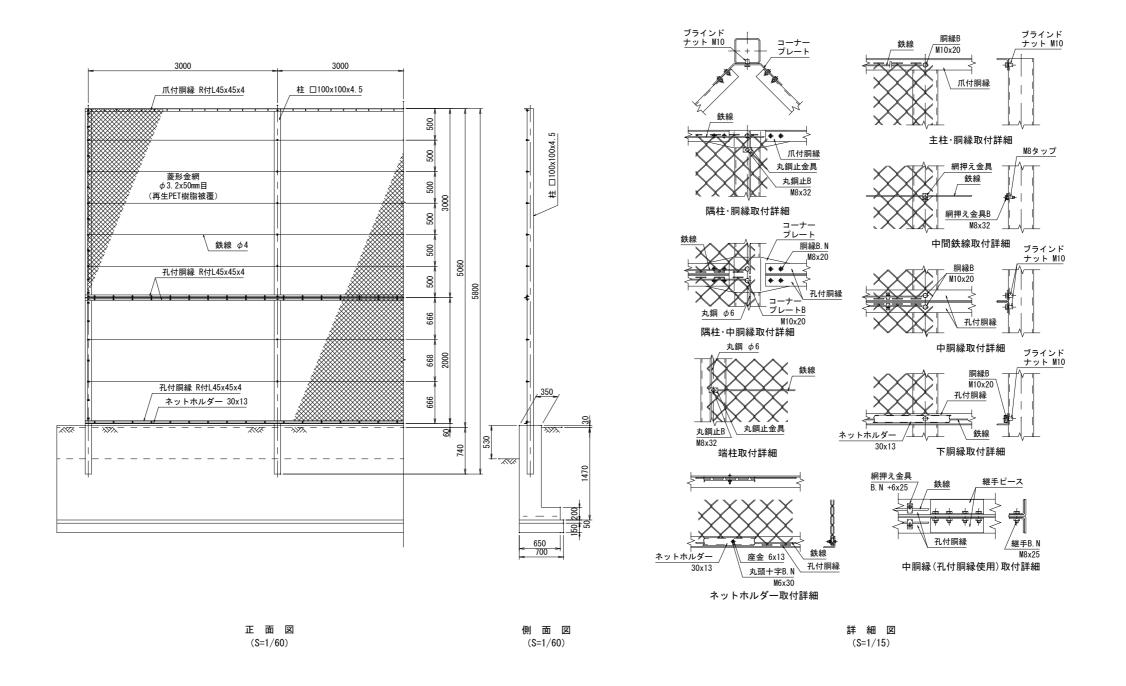




求積表							
番号	底辺 x 高さ	倍面積(m2)	面積(m2)				
1	69. 82 x 1. 72	120. 0904	60. 04520				
2	79. 72 x 18. 41	1467. 6452	733. 82260				
3	86. 22 x 11. 13	959. 6286	479. 81430				
4	95. 88 x 12. 33	1182. 2004	591. 10020				
(5)	99. 45 x 4. 60	457. 4700	228. 73500				
6	175. 11 x 74. 88	13112. 2368	6556. 11840				
7	132. 79 x 6. 70	889. 6930	444. 84650				
8	122. 33 x 1. 97	240. 9901	120. 49505				
9	132. 35 x 24. 28	3213. 4580	1606. 72900				
10	132. 35 x 4. 86	643. 2210	321.61050				
11)	131. 12 x 10. 43	4545. 9304	2272. 96520				
12	112. 20 x 24. 31	226. 6760	113. 33800				
13	99. 76 x 7. 94	1304. 9344	652. 46720				
14)	105. 78 x 23. 18	643. 0006	321. 50030				
15)	25. 06 x 2. 74	902. 7642	451. 38210				
16)	24. 01 x 5. 86	105. 3715	52. 68575				
合計	面積		14917. 61745				
敷地	 也面積	14917. 62 m ²					

工事名	日野市立何	日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事(第二期)					
図番	A-07	网夕	光柱网				
縮尺	A3:1/800	図名	求積図				
作成 令	和年月年月	日監	理 日野市 総務部 建築営繕課				





高尺メッシュフェンス5m(連続基礎)

工事名	日野市立作	日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事(第二期)						
図番	A-09	网夕	 ①フェンス詳細図					
縮尺	A3:図示	凶右	①ノエン人評価区					
作成 令	和 年 月 年 月	日監	理 日野市 総務部 建築営繕課					

正面図 S=1/60 断面図 S=1/60 連結金具 連結金具 塗装仕上げ __塗装仕上げ __連結金具__ 連結金具 敷モルタル >=¥-< 基礎コンクリート _基礎材_ 製品番号 2 製品番号 3 製品番号 4 製品番号 5 製品番号 1 5x2000=10000 250 900 525 350 525 150 150 10000 10300 150 1400 1700 吊り用インサート取付位置 S=1/60 インサート取付部詳細図 S=1/10 正面図 断面図 施工用JL-Yインサート 2000(面取) 施工後モルタル充填 M24x300 2箇所 (無収縮モルタル) 面取り C=5 施工用JL-Yインサート 75

施工用JL-Yインサート

施工用JL-Yインサート

M24x250 2箇所

付着鉄筋

D10 L=200

33,33

M24x250 1箇所

M24x300 2箇所

M24x250 1箇所

∖施工用JL-Yインサート

M24x250 2箇所

600

600

800

2000

施工用JL-Yインサート

面取り C=5

面取り C=5

300

800 1400

投てき板仕様(下記同等品以上)

設計条件

2011						
I	単位	常時(短期)				
設計風速	m/s	38以下				
地表面粗度区分	•	_	Ш			
風力係数			1. 2			
設計水平震度		_	0. 288			
単位体積重量	鉄筋コンクリート	kN/m3	24. 5			
平 121个 (月里里	±	kN/m3	18. 0			
コンクリート設	計基準強度	N/mm2	30			
鉄筋の種類	_	SD295				
基礎底面と地盤	_	0. 50				
安定条件	転倒		e≦B/6(B/3)			
女儿米什	滑動		Fe≧1.5(1.2)			

製品数量表

一式当り

	規	格	L	数量	製品番号	摘要	
	標	準	2000	3	2, 3, 4	参考質量:6100kg 中間ブロック	
						連結金具x6	
Г	標	準	2000	2	1, 5	端部ブロック	
						連結金具x3	
合 計 5							

基礎材料表

1式当り

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
敷モルタル	1:3	m3	0. 280	
基礎コンクリート	18-8-25	m3	1. 751	
同上型枠		m2	2. 400	
基 礎 材		m2	17. 510	t=200mm

シール材取付図 S=1/60

施工用JL-Yインサート M24(ねじ長50mm)

> 施工後モルタル充填 (無収縮モルタル)

> > 付着鉄筋

D10 L=200

ボルト M16x55

連結金具詳細図 S=1/10

<u>ナットM16用</u>

プレート ϕ 50x4. 5 /

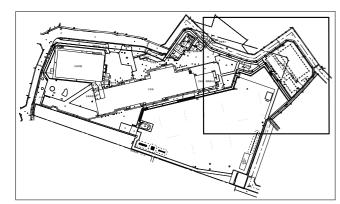
FB 9x65

(5号フランジ)

FB 9x65

ポルト M16x55 (10.9) パッキン(※現場貼付) グリーンシール L=3.4m(1目地当たり) 3.4m×4目地 = 13.6m

工事名	日野市立何	(第二期)		
図番	A-10	図名	②投てき板詳細図	
縮尺	A3:図示	図名	(金)女 (さ)似計神凶	
作成 令	和年月年月	日監	埋 日野市 総務部 建築営繕課	



Key Plan

特記事項

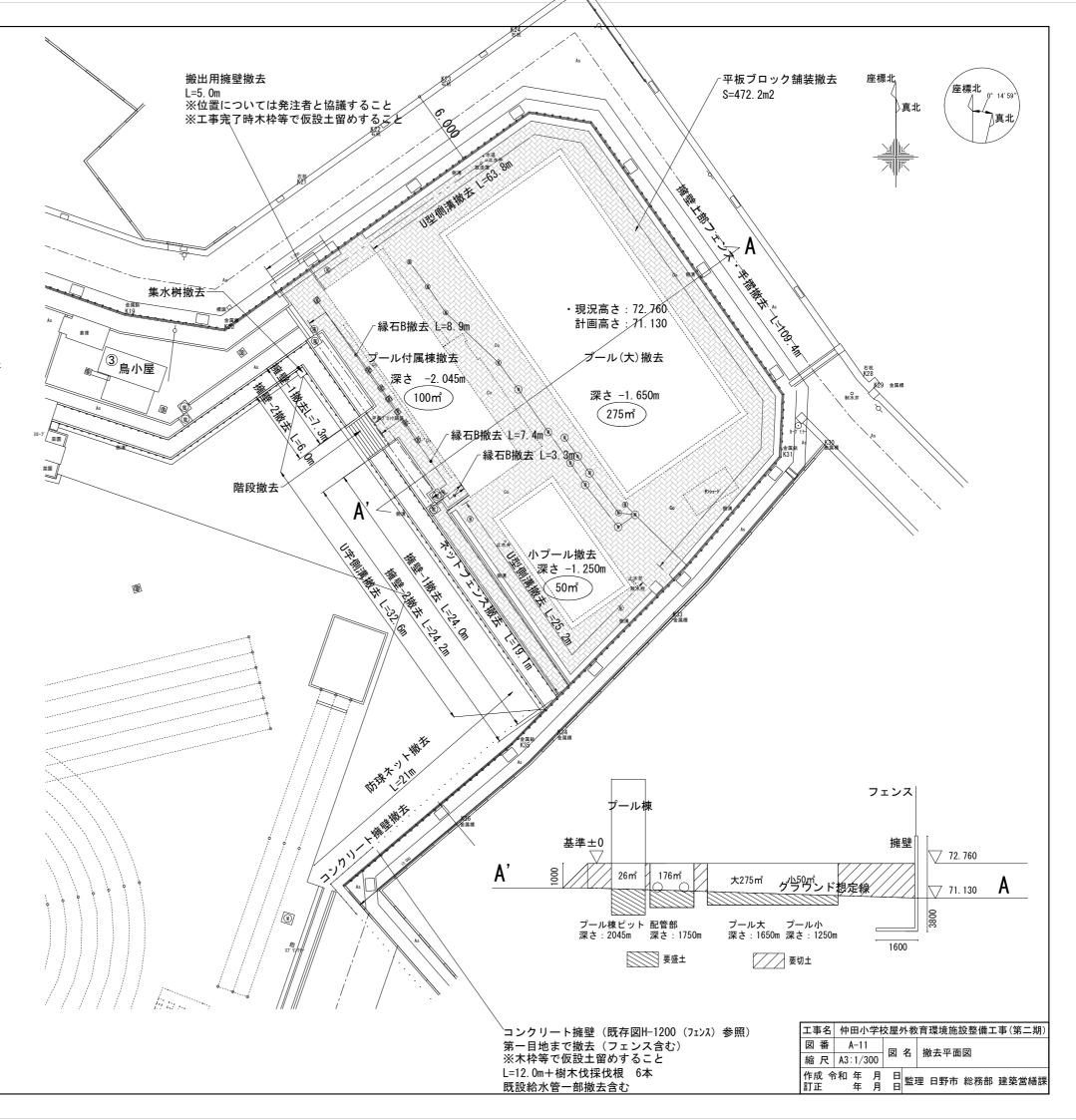
- ・撤去対象物にはアスベストを含むものもあるため、撤去作業を行う際は注意すること。
- ・アスベスト対象物は以下のものを想定している。

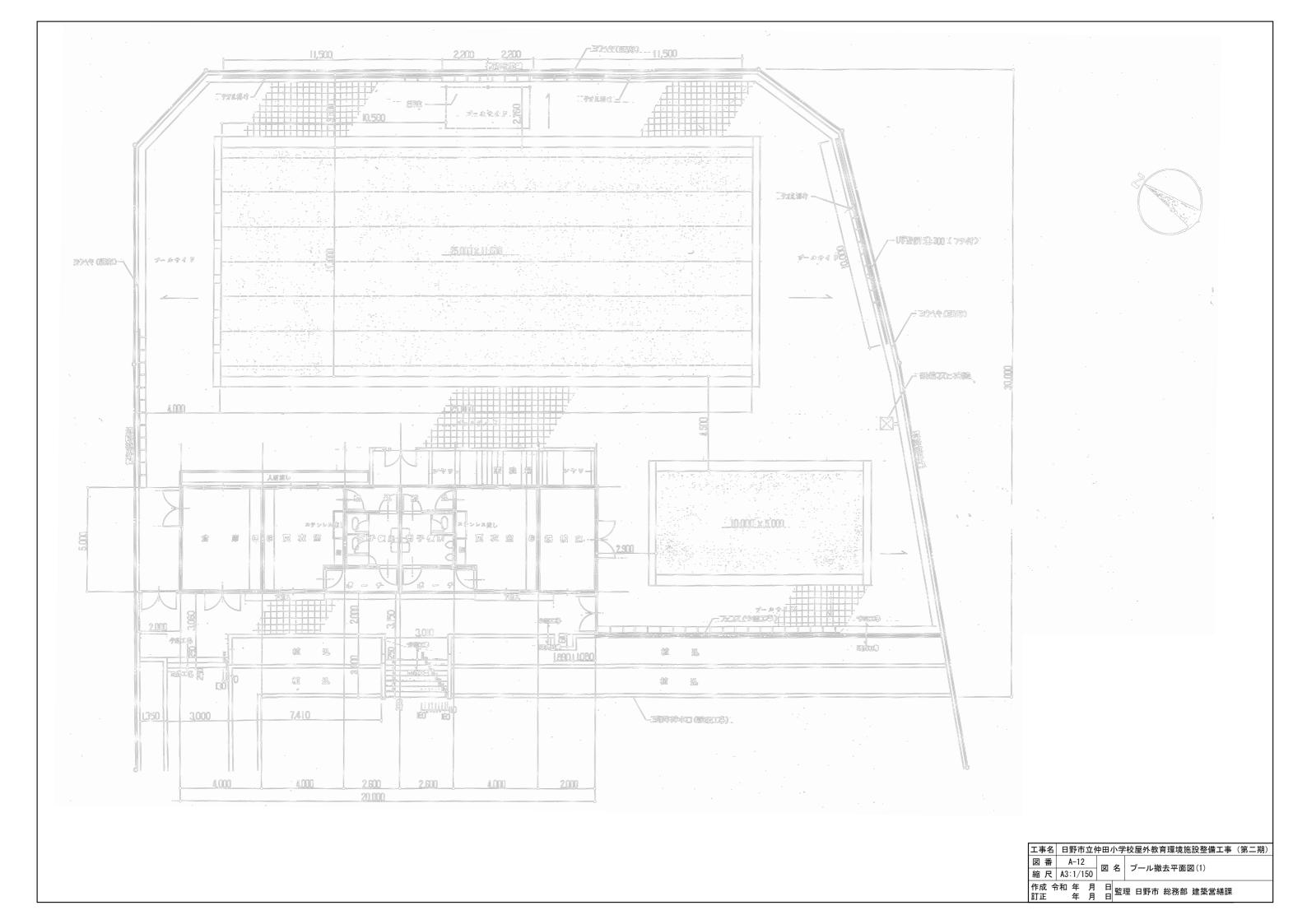
プール付属棟の天井部分

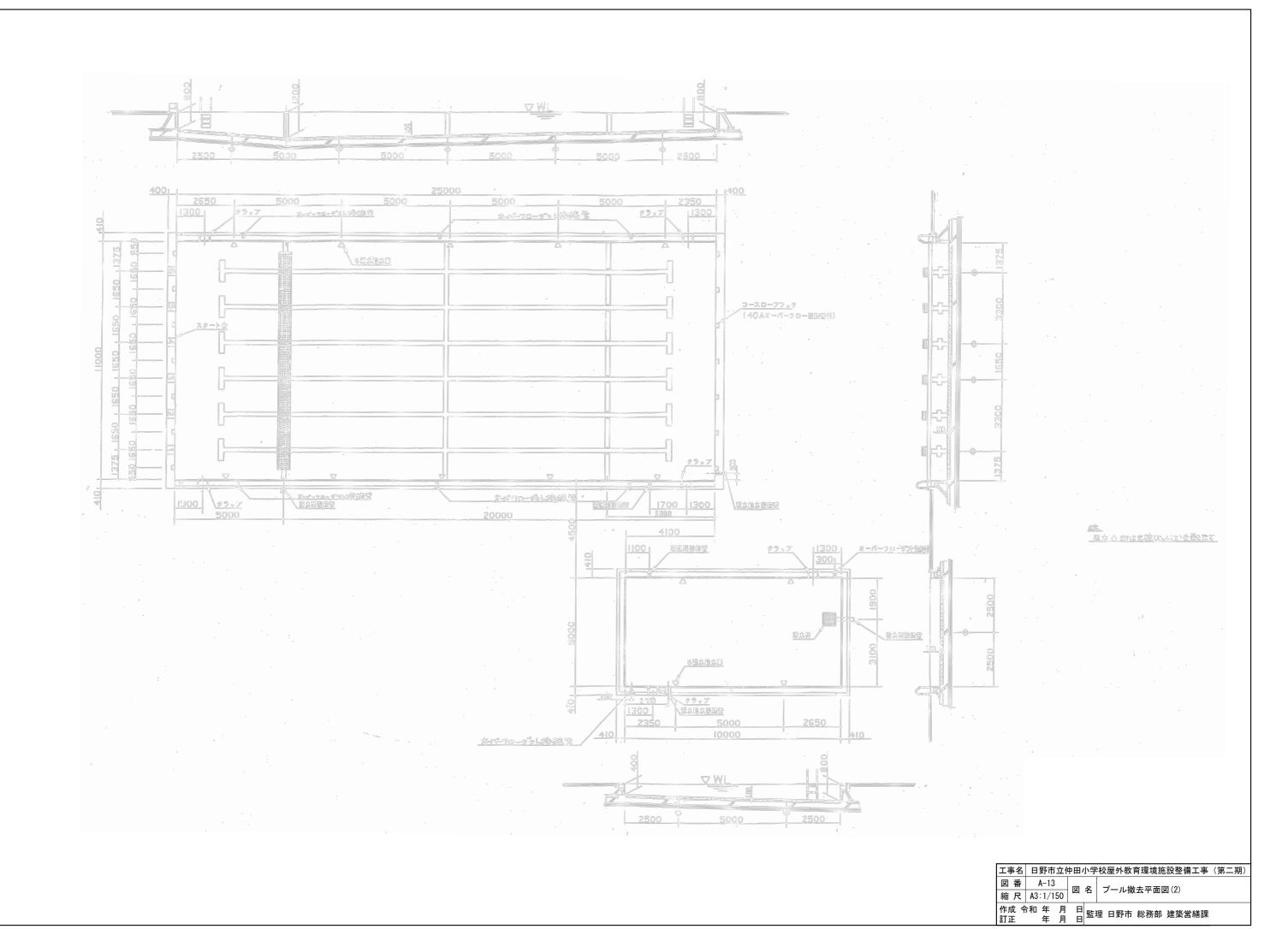
各機械類のパッキン等

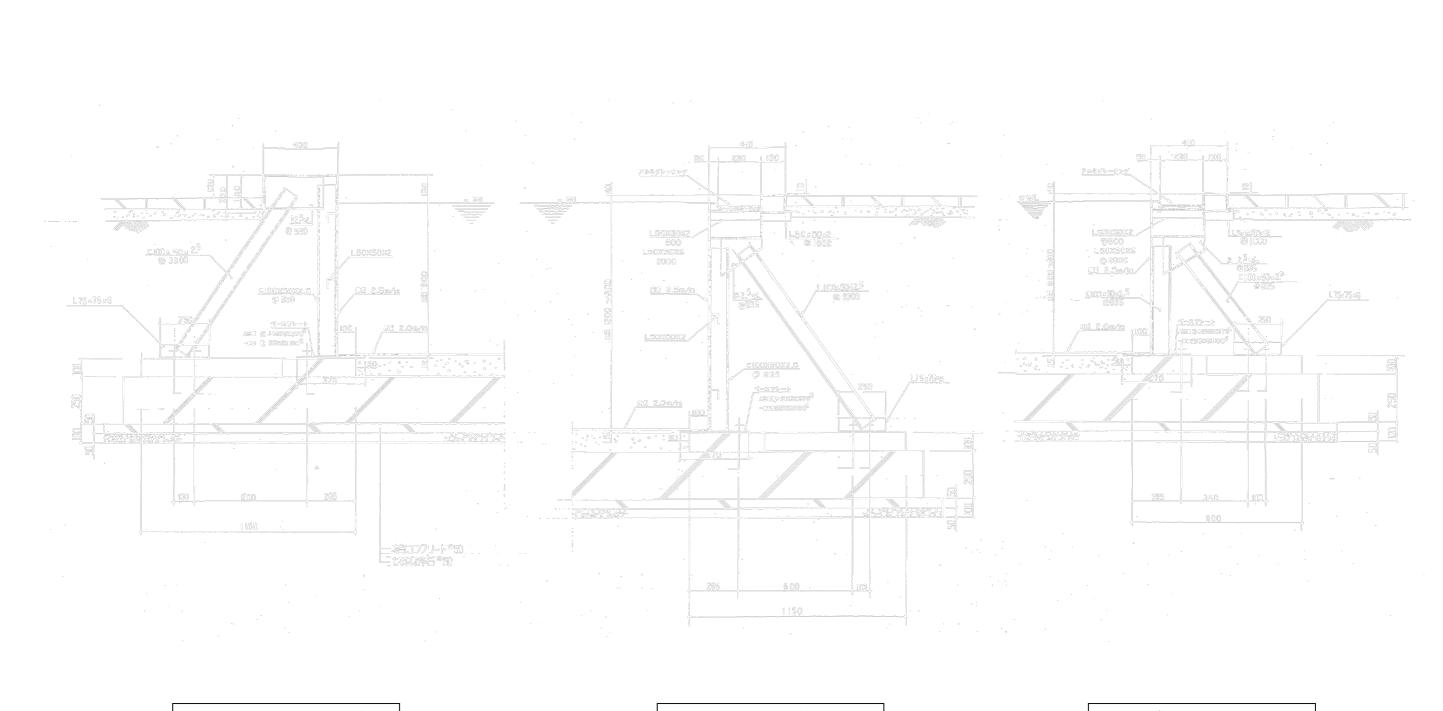
- これらのものを解体する際は十分に養生をし注意すること。
- また、これら以外にもアスベストを使用している物があると思われるので、作業に当たっては監督員と十分に確認し撤去方法について協議を行うこと。

記号	名 称	規格	数量	単位	備考				
外構撤	外構撤去								
	防球ネット撤去	H=5.00m	21. 0	m					
	擁壁上部撤去(フェンス・手摺)	H=1.20m	109. 4	m					
	擁壁-1撤去	H=1.35m	31. 3	m					
	擁壁-2撤去	H=1.00m	30. 2	m					
	階段撤去		1	箇所					
	U型側溝撤去		32. 6	m					
	集水桝撤去		1	箇所					
	縁石B撤去		19. 6	m					
	擁壁(事業境界部)撤去		10.0	m					
	搬出用擁壁撤去		5.0	m					
プール	等撤去								
	プール棟撤去		1	箇所					
	競泳プール撤去		1	箇所					
	小プール撤去		1	箇所					
プール	外構撤去								
	日除撤去		1	基					
	平板ブロック舗装撤去		472. 2	m2					
	U型側溝撤去		89. 0	m					
	ネットフェンス撤去	H=1.80m	19. 1	m					
	プールサイド門扉撤去	H=1. 20m	1. 7	m					







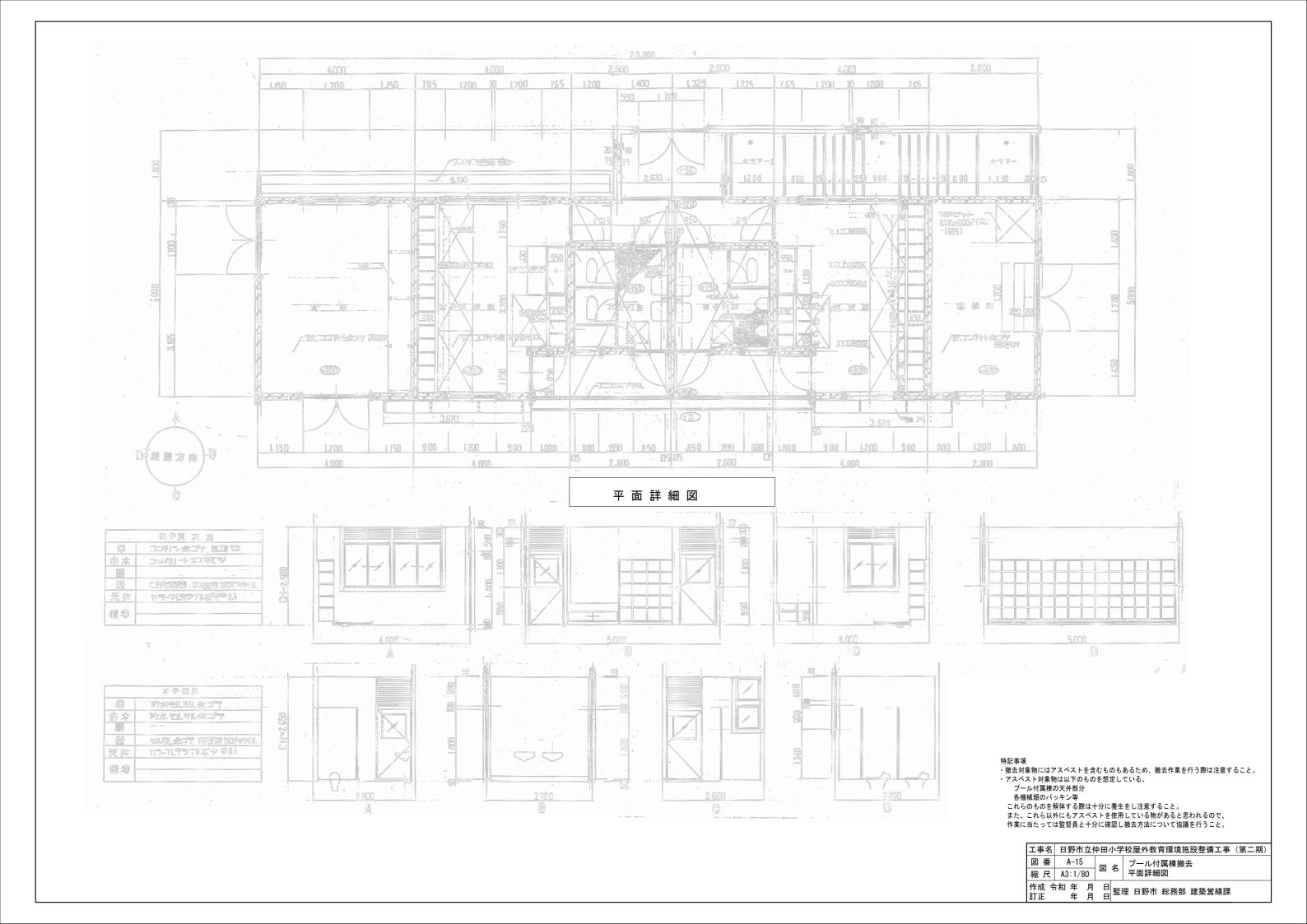


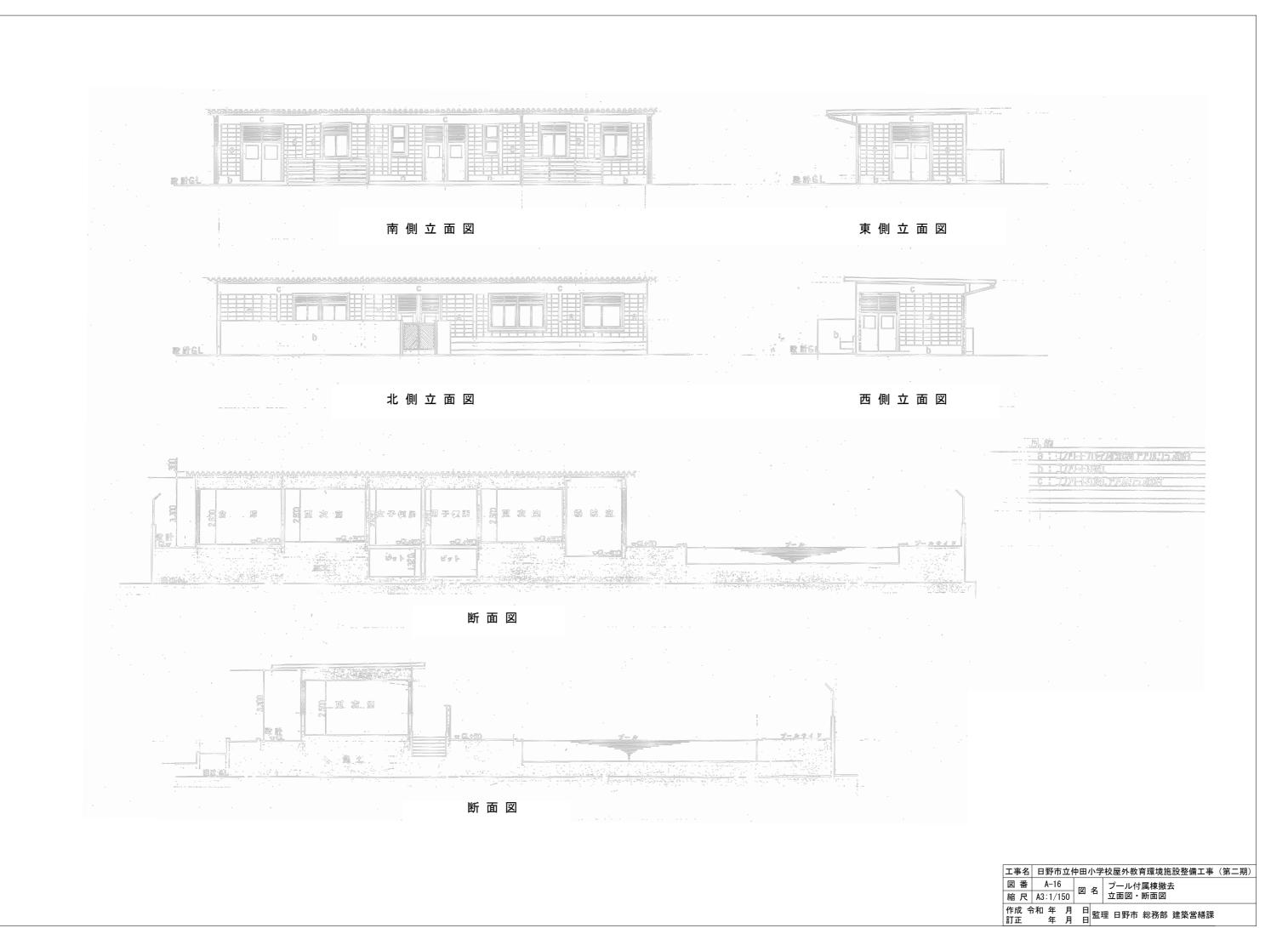
スタートターン側 断面詳細図

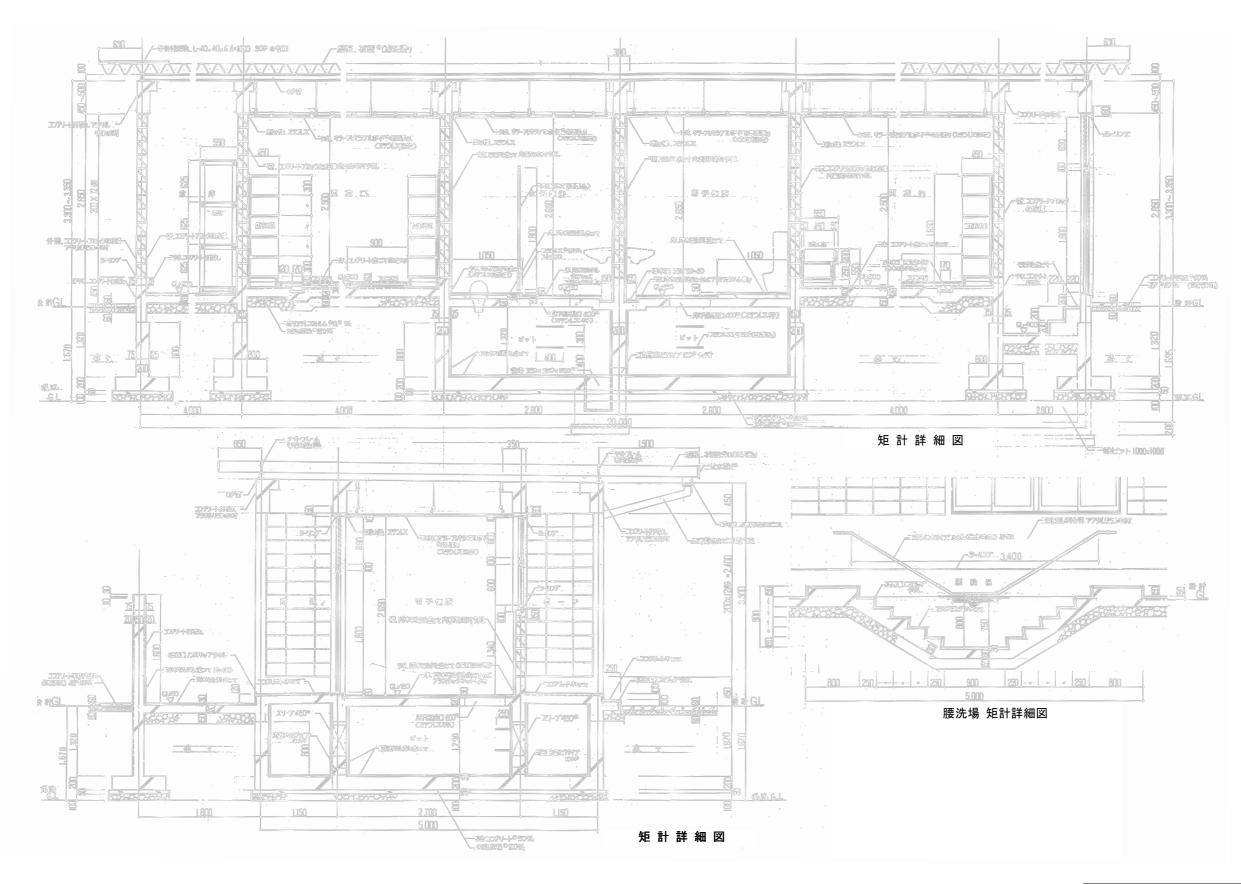
長辺側 断面詳細図

小プール 断面詳細図

工事名	日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事(第二期)		
図番	A-14	网夕	プール撤去断面詳細図
縮尺	A3:1/20		ノール撤去例面計和区
作成 令和 年 月 日 監理 日野市 総務部 建築営繕課			







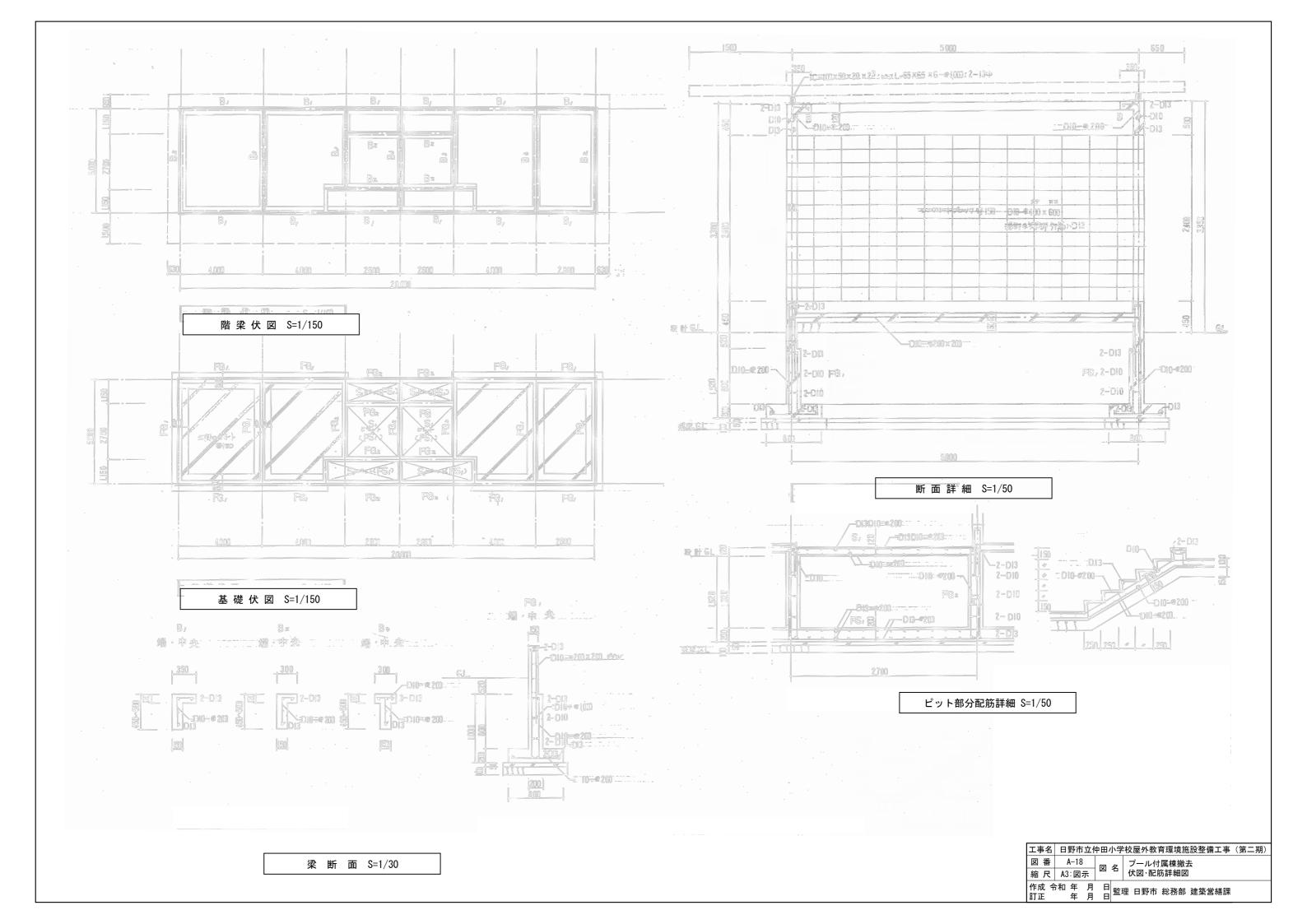
 工事名
 日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事(第二期)

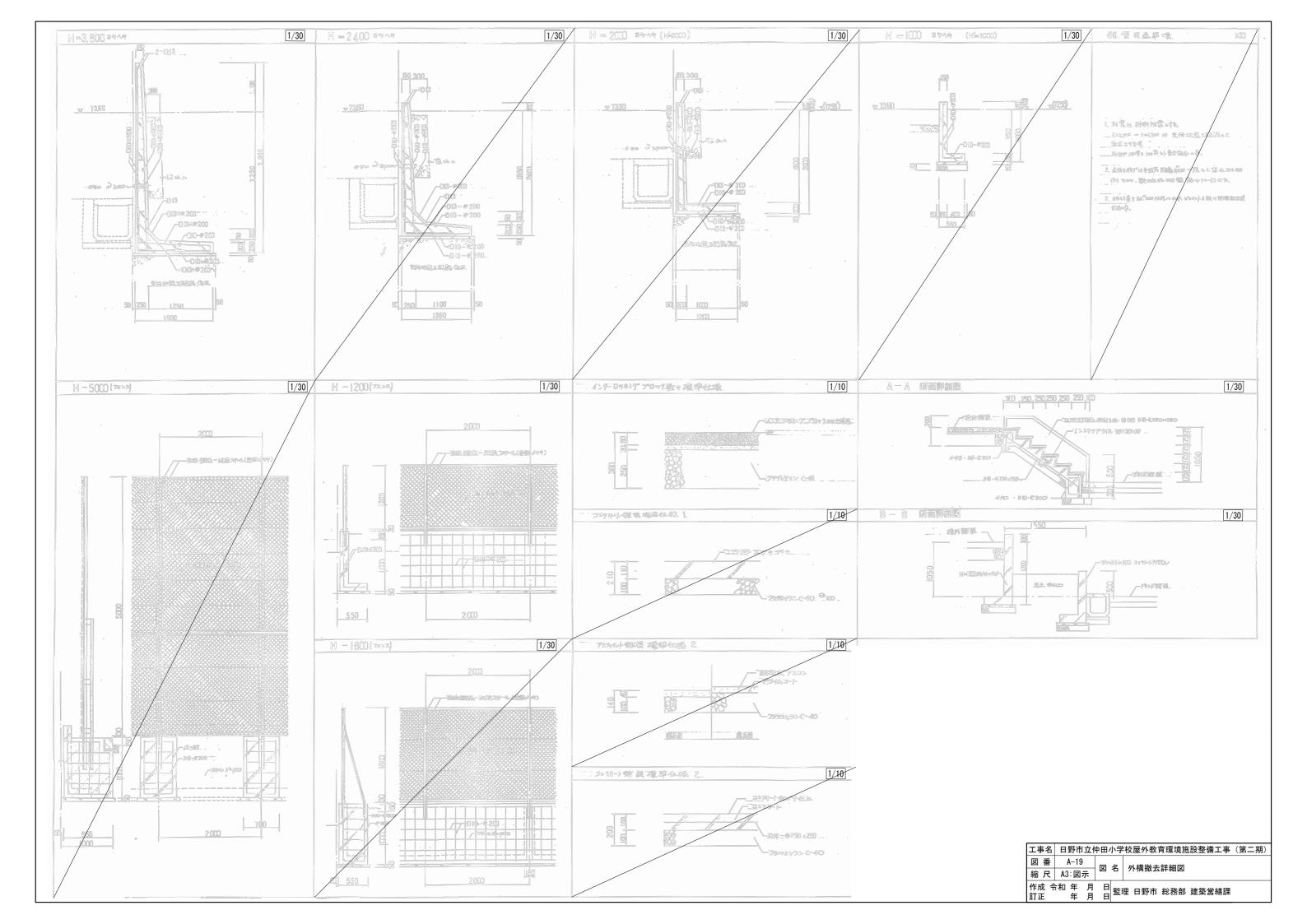
 図番
 A-17

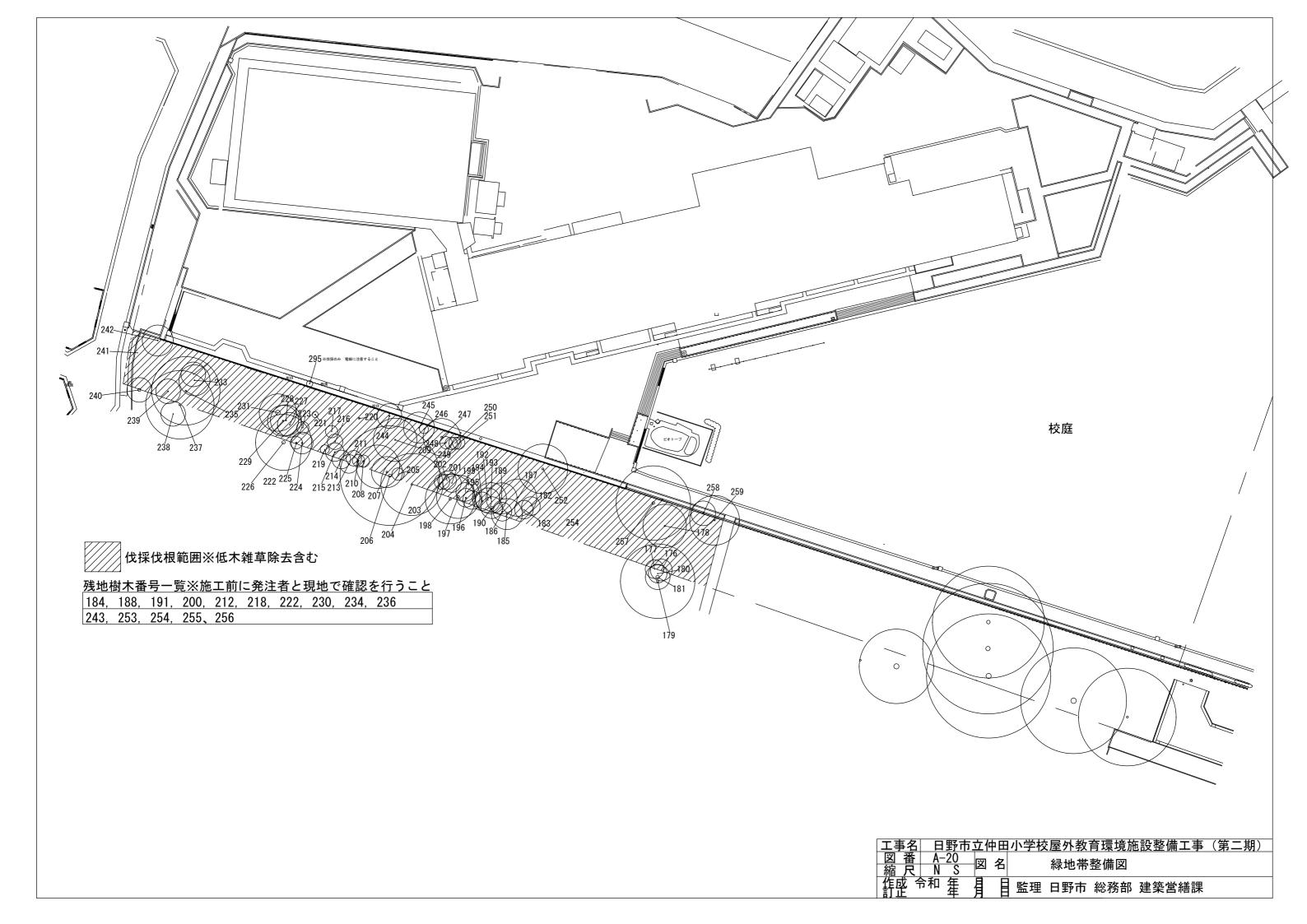
 縮尺
 A3:1/80

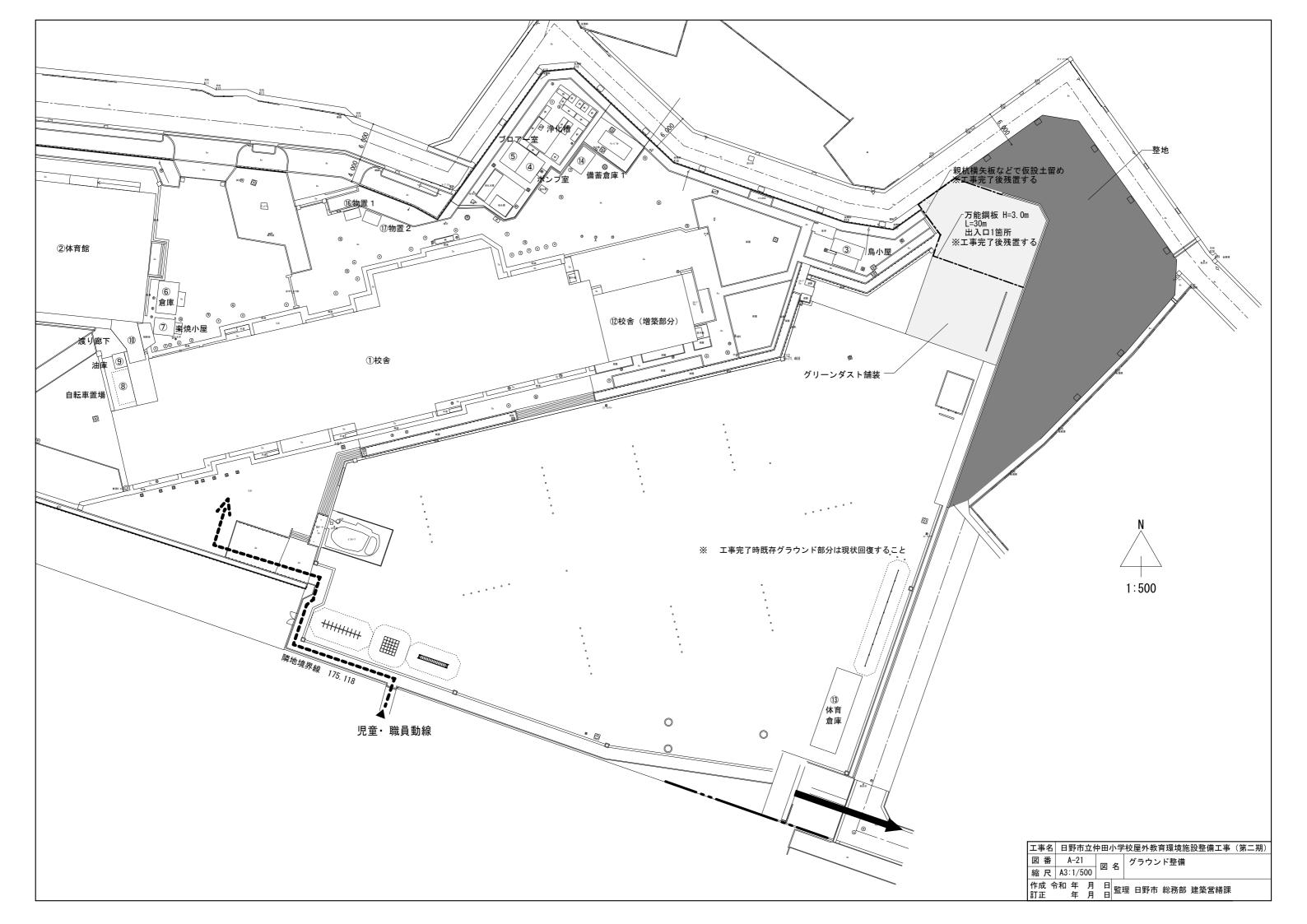
 作成 令和 年 月 日訂正
 日日

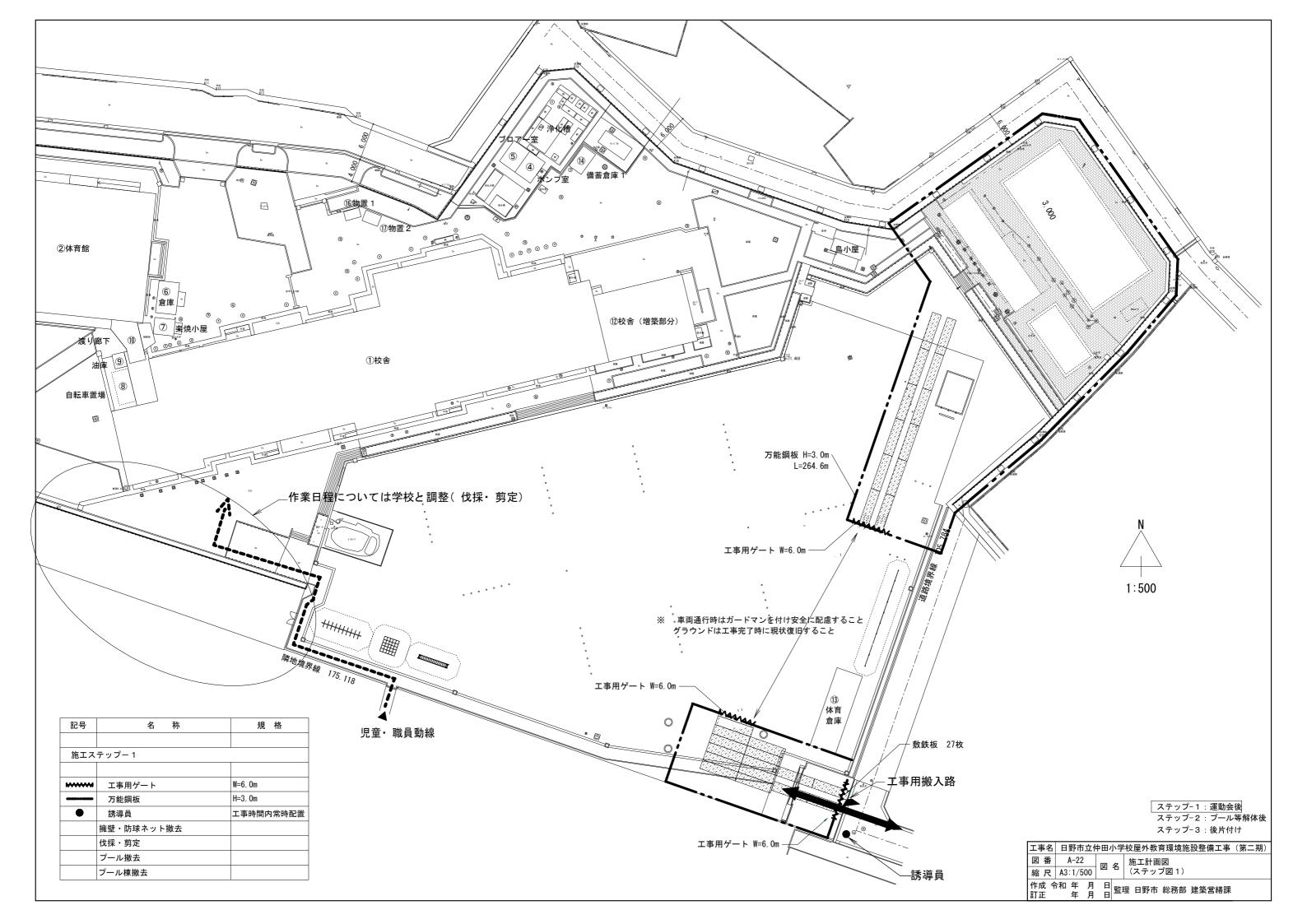
 監理
 日野市総務部建築営繕課

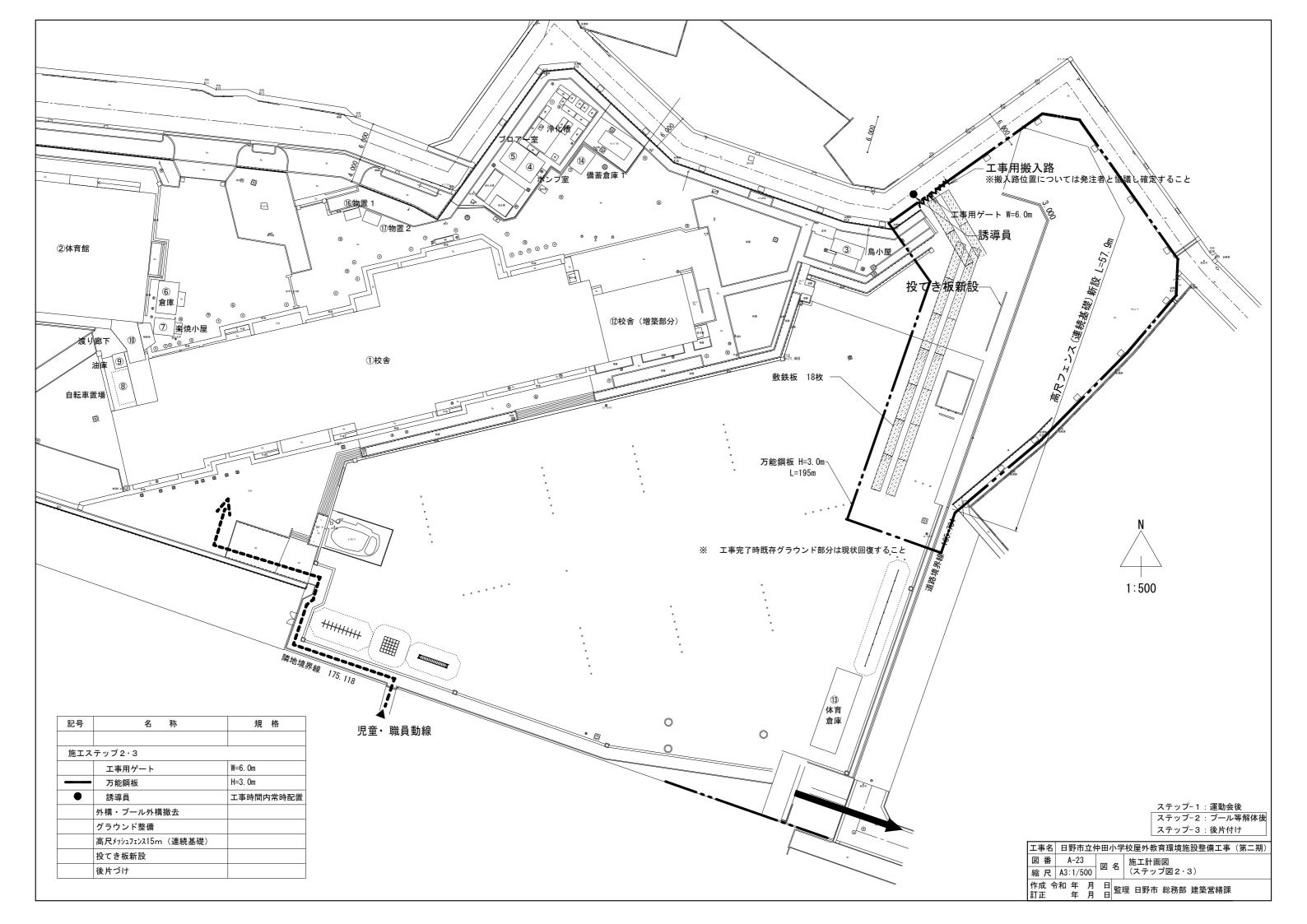


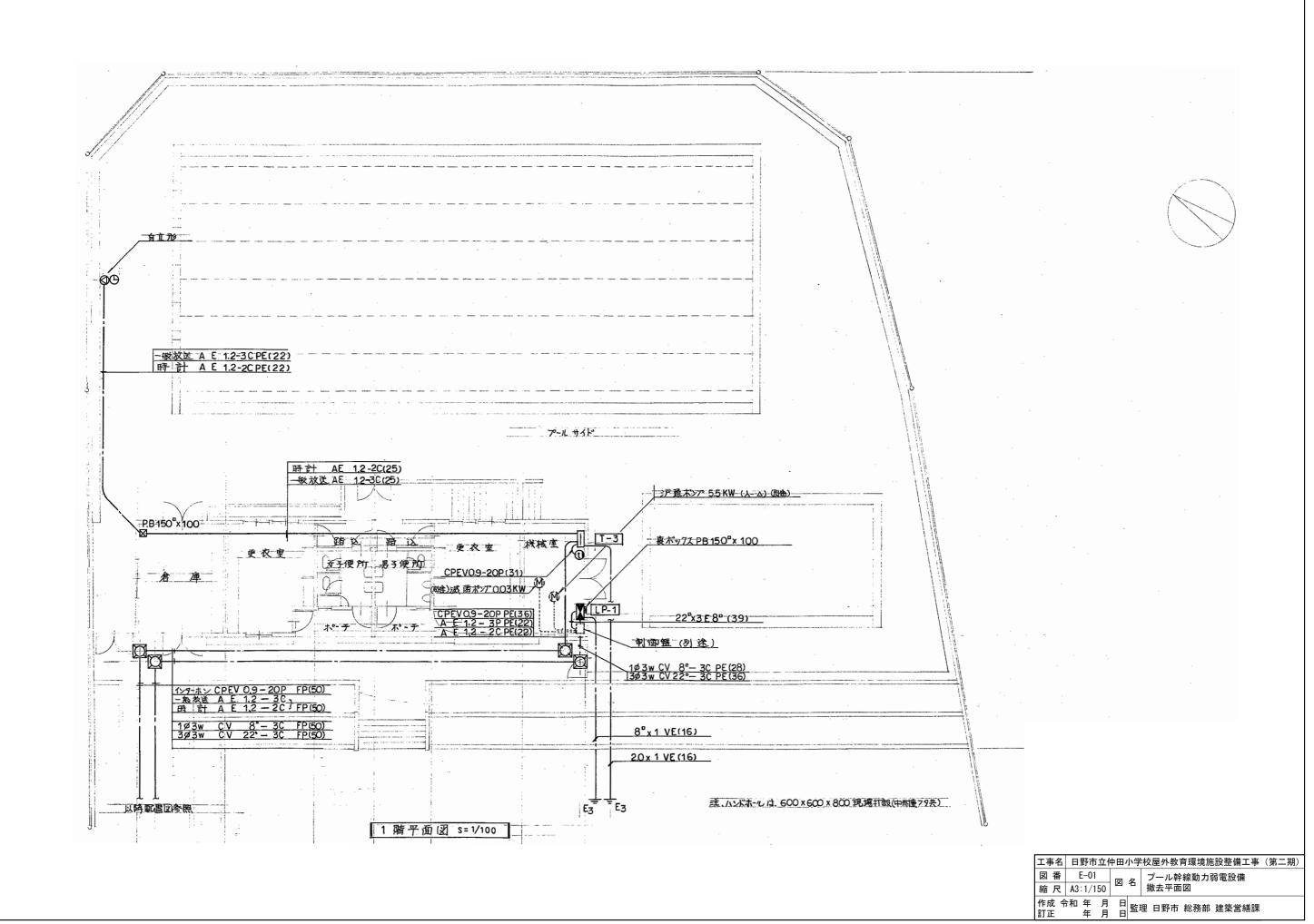


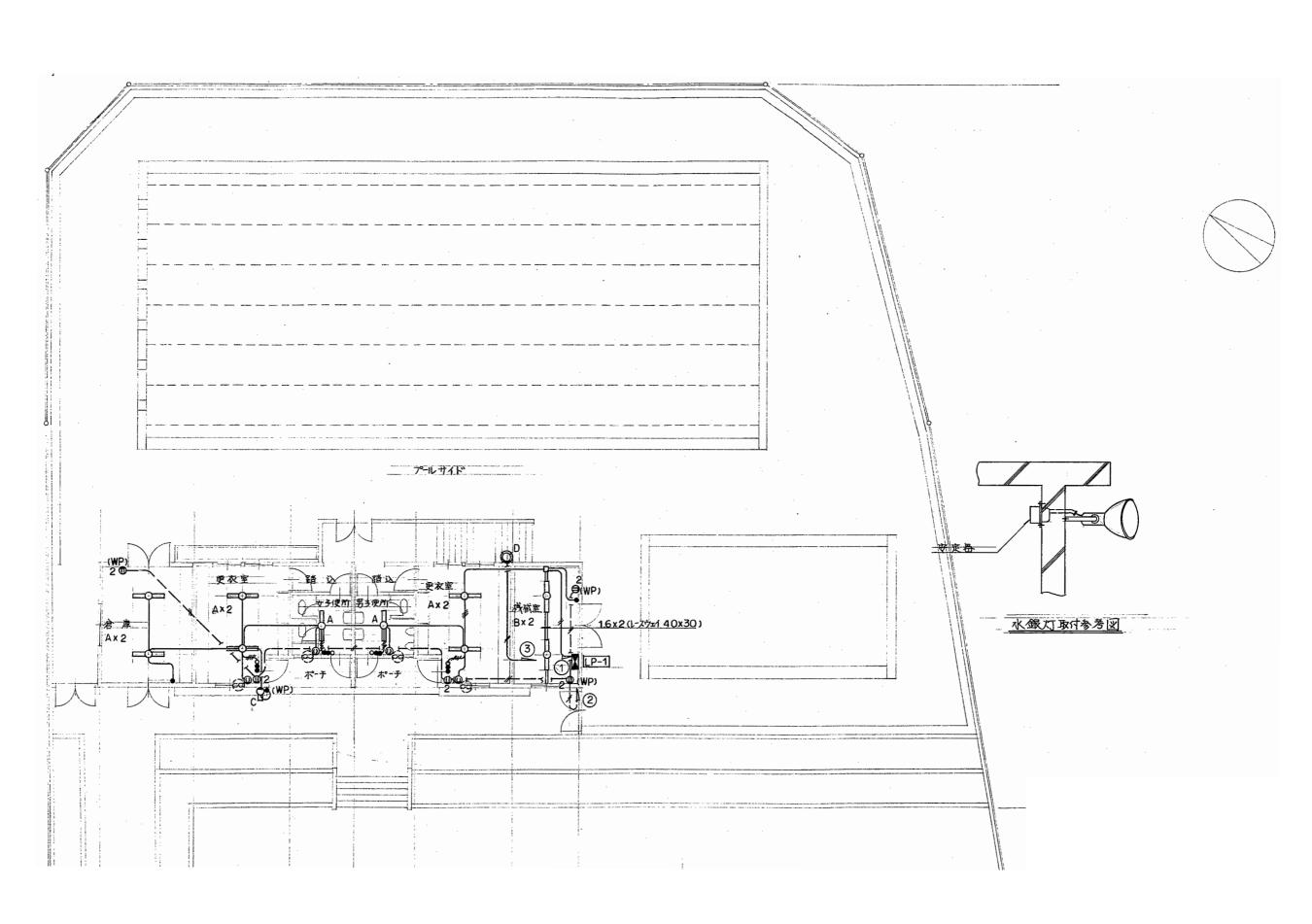












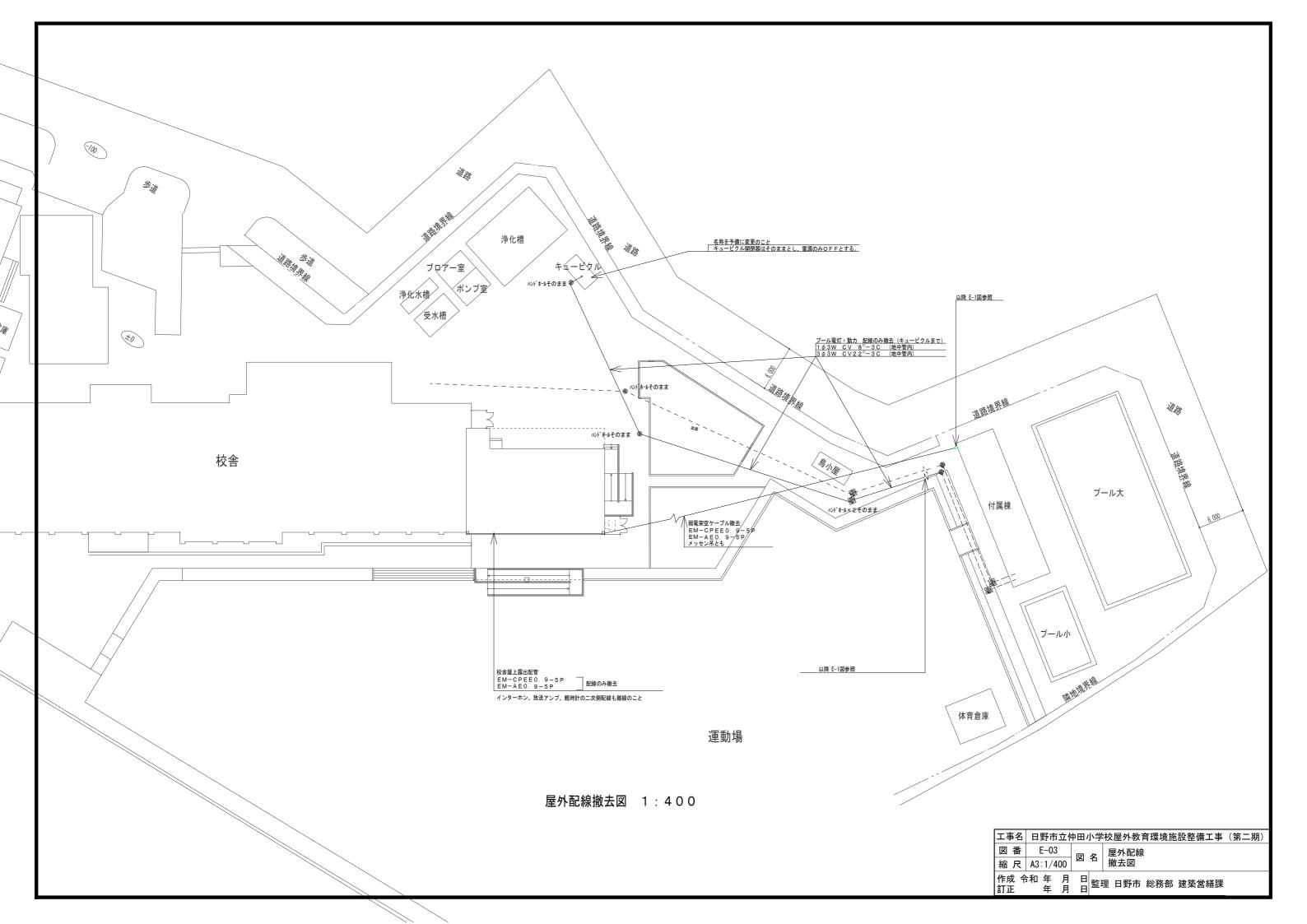
 工事名
 日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事(第二期)

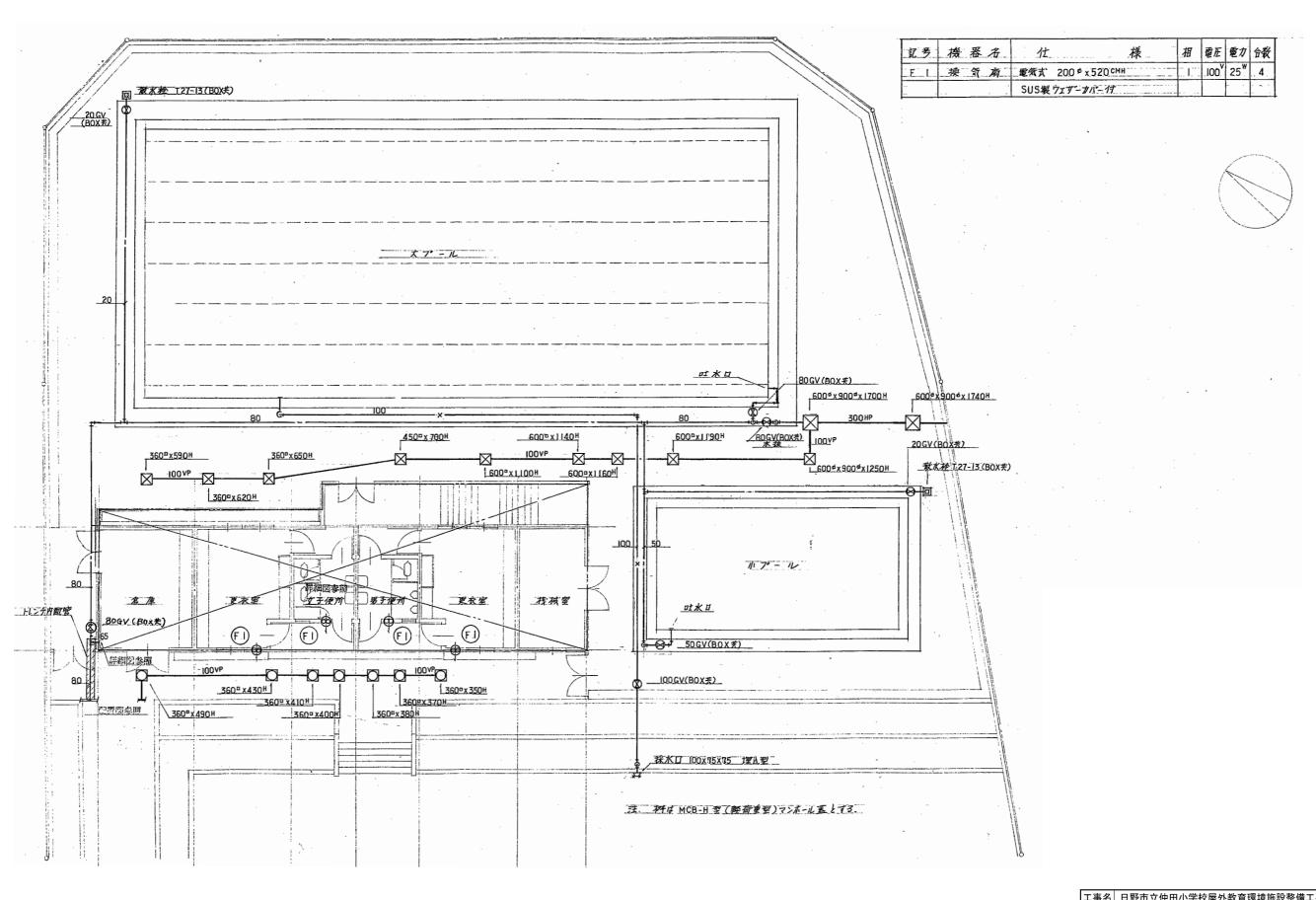
 図番
 E-02

 縮尺
 A3:1/150

 作成 令和 年 月 日訂正
 日日

 監理
 日野市総務部建築営繕課





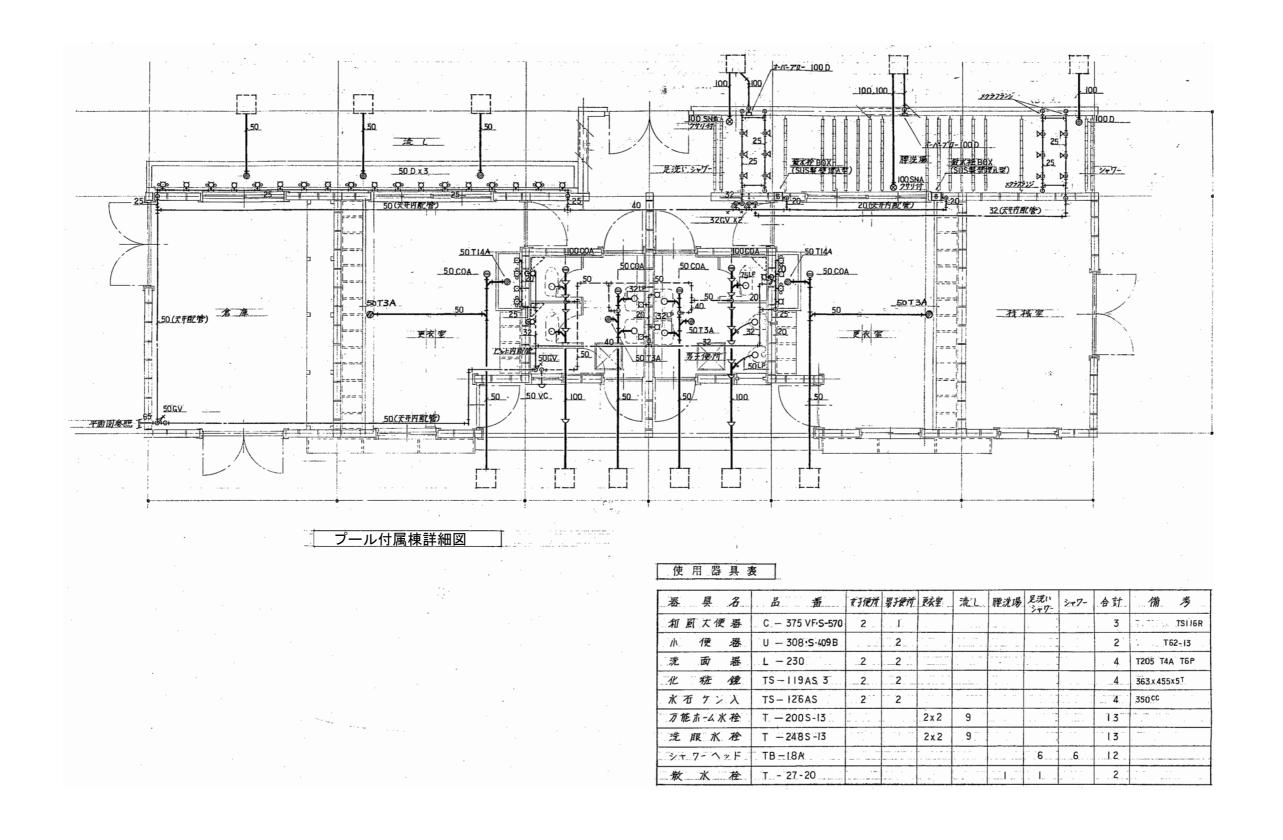
 工事名
 日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事(第二期)

 図番
 M-01

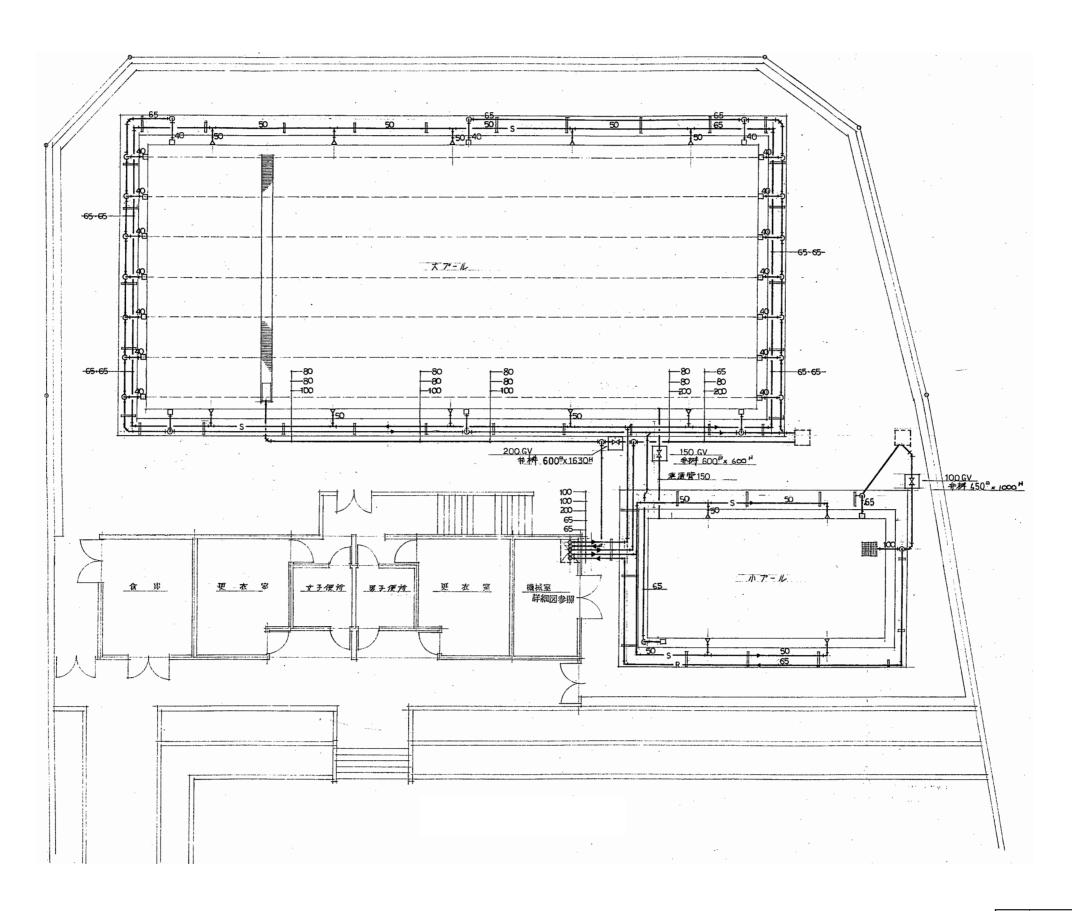
 縮尺
 A3:1/150

 作成 令和 年 月 日訂正
 日日

 監理
 日野市総務部建築営繕課



| 工事名 | 日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事(第二期) 図 番 | M-02 | 図 名 | プール付属棟給排水設備 撤去平面詳細図 | 作成 令和 年 月 日 | 訂正 年 月 日 | 監理 日野市 総務部 建築営繕課



 工事名
 日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事(第二期)

 図番
 M-03

 縮尺
 A3:1/150

 作成令和年月日訂正
 日日

 監理日野市総務部建築営繕課

